

はじめに

本市では、平成27年3月策定の「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもの育ちと子育て世代への支援を行い、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいりました。

一方で、計画策定から一定の期間が経過する中、少子高齢化や人口減少、核家族化の進展や共働き世代の増加、地域コミュニティ機能の衰退などの子育て環境の変化に伴い、子育て世代の抱える不安は依然として大きく、さらなる子育て支援施策の推進・充実に取り組む必要があると感じています。

さらには、近年、児童虐待や子どもの貧困、待機児童問題などの喫緊に取り組むべき課題も浮き彫りになる中、これらの社会的課題へ柔軟に対応していくことも求められています。

今回策定した「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」では、現行計画の基本理念を継承しつつ、市民の皆さまのニーズの実現に向けて、今後5年間で幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のさらなる推進・発展をめざすとともに、新たに生じた喫緊の課題に対して的確に対応し、課題解決に向けて積極的に取り組むこととしており、これまで以上に本市の子育て環境の向上に努めることで、本市の魅力向上・創出につなげてまいります。

本計画の実現に向けましては、市民の皆さまをはじめ、行政や企業、家庭、地域、関係団体など、子どもや子育てに関わるすべての皆さまの協働のもと、お互いに緊密な連携を図りながら、取り組みを進めていくことが必要不可欠です。本市としましても、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支援することにより、子どもを安心して産み育てることができ環境づくりを推進し、この亀岡が「子育て・教育で憧れのまち」となるよう全力で取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました亀岡市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、関係者ならびに市民の皆さまに対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月



亀岡市長 桂川 孝裕

目 次

第1章 計画策定の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	4

第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	人口・世帯・人口動態等	5
2	女性の就業状況	8
3	教育・保育サービスなどの状況	9
4	地域子ども・子育て支援事業の状況	13
5	市民ニーズ調査から見られる現状・課題	17
6	第1期計画の進捗評価	25

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	27
2	基本的な視点	28
3	基本目標	29
4	施策の体系	31

第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1	地域ぐるみで子育てを支援する	32
基本目標2	子どもの健やかな成長を支援する	34
基本目標3	子どもの学びを支援する	36
基本目標4	子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	39
基本目標5	仕事と子育ての両立を支援する	41
基本目標6	子どもを大切にするまちづくり	44

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	将来の子ども人口フレーム	47
2	教育・保育提供区域	48
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	49
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	53
5	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	67
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	67

第6章 計画の推進体制

1	推進体制の整備	68
2	施策の実施状況の点検	68

資料編

1	用語の解説	69
2	亀岡市子ども・子育て会議条例	77
3	亀岡市子ども・子育て会議委員名簿	79
4	計画策定の経緯	80

※【用語の解説について】

本編中の右上に*が付いている用語(複数回出てくる場合は最初に出てくる用語にのみ*を付けています)について、資料編で解説しています。

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行が喫緊の課題となっており、本市においても、人口動態*をみると、自然動態において死亡数が出生数を上回るとともに、社会動態において転出数が転入数を上回ることに伴い、人口減少・少子高齢化が進行している状況にあります。

全国的にも、ライフスタイルの多様化に伴い、晩婚化・非婚化が進行するだけでなく、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する不安や孤立を感じる家庭が増加しており、これらの背景によって引き起こされる児童虐待*や子どもの貧困*などが大きな課題となっています。

こうした中、本市では、平成27年3月に「亀岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、地域の実情に応じた幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進してきました。

国においては、依然として、子どもや子育てをめぐる厳しい環境等の課題に対応するため、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン*」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。また、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加などが見込まれることから、平成29年6月には「子育て安心プラン*」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン*」が策定され、女性就業率80%にも対応できる保育や放課後児童会の受け皿を整備することとされました。更には、平成28年6月の「児童福祉法の一部改正」により、児童虐待防止対策の強化が図られ、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ*」では、幼児教育・保育の無償化の方針が打ち出され、令和元年10月から実施されるなど、課題解決に向けた子育て支援対策が加速的に進められている状況となっています。

そこで、本市では、こうした流れを踏まえ、令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることを機に、第1期計画を検証し、本市の子育て環境の更なる魅力創出・向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、更なる推進・発展をめざし、「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法*第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法*の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

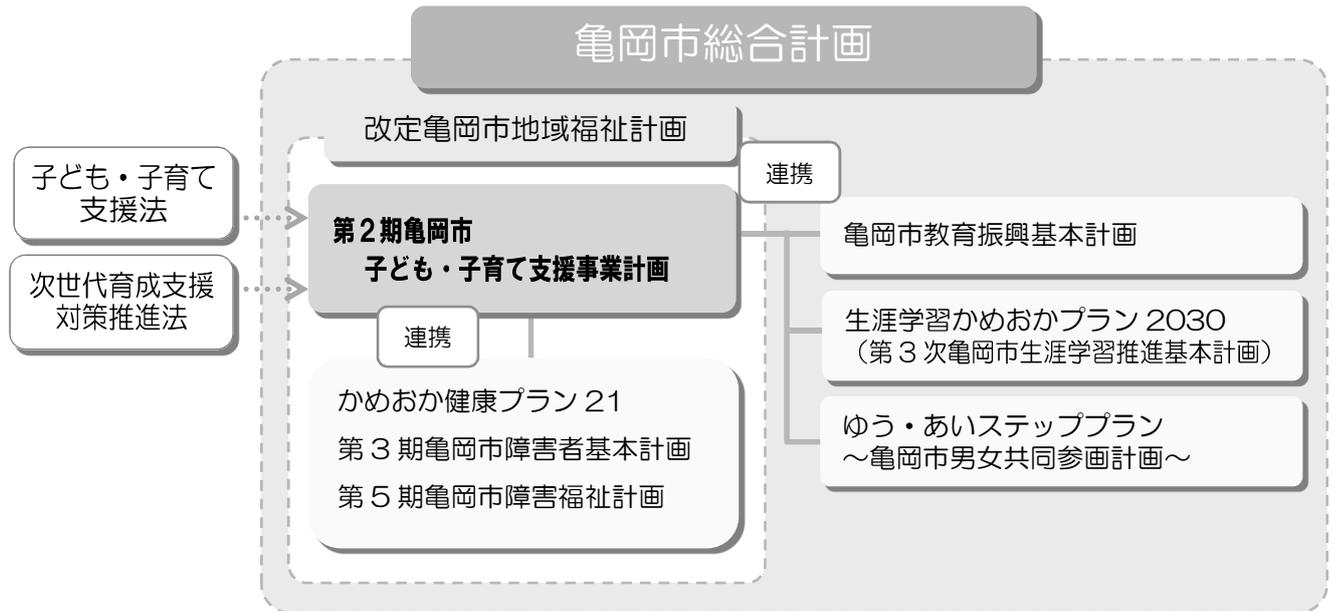
次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 亀岡市計画体系等における位置づけ

本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画である「第4次亀岡市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画として策定するものです。

【 他計画との関連 】



3. 計画の対象

○亀岡市に居住するすべての子ども（0歳からおおむね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を本計画の対象とします。

4. 計画の期間

○「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を1期とする計画を定めることとされていることから、令和2年度～令和6年度までの5年間を本計画の計画期間とします。

※なお、必要に応じ、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画						第2期 子ども・子育て支援事業計画				
●中間見直し						●改定			●改定	

5. 計画の策定体制

(1) 亀岡市子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者などの意見を反映するとともに、子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて、本市における子ども・子育て支援施策を実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、公募による市民などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(2) 市民ニーズ調査の実施（計画策定に伴う基礎調査）

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、教育・保育、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

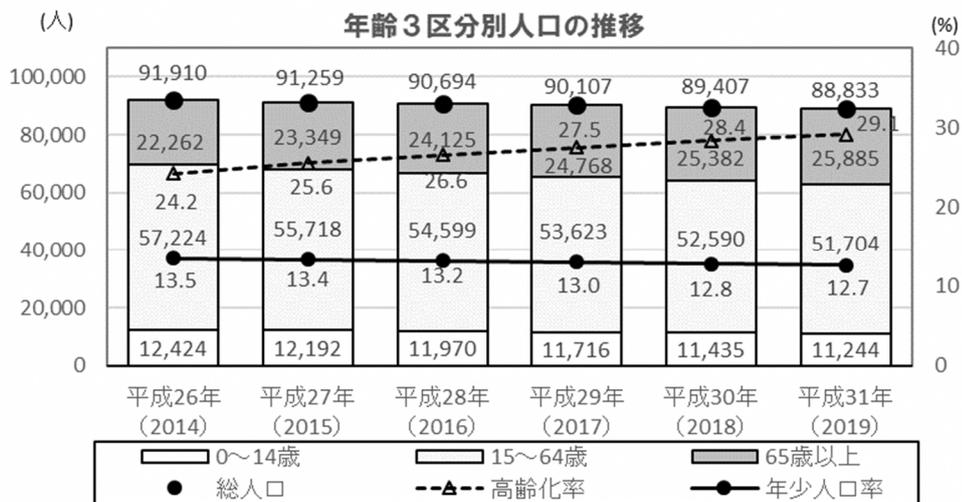
1. 人口・世帯・人口動態等

総人口とともに年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢人口が増加

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成26年の91,910人から、平成31年には88,833人と、5年間で3,077人減少しています。

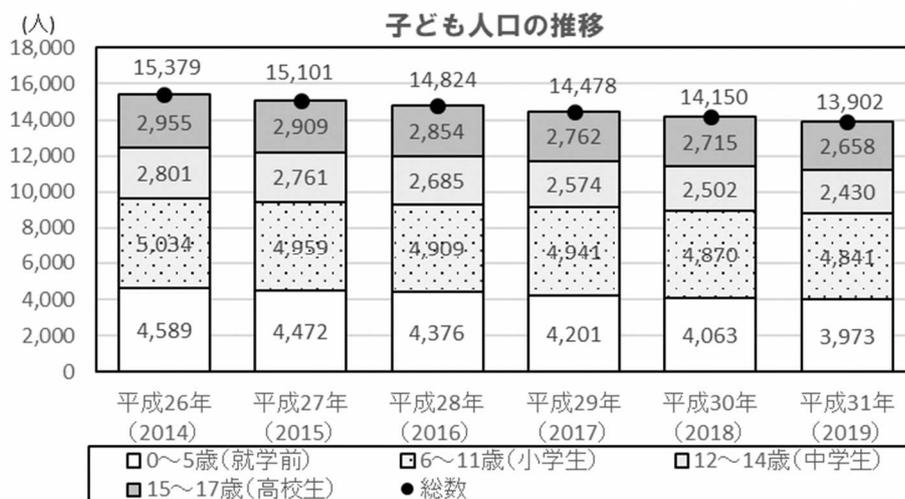
また、65歳以上の高齢化率が平成31年には29.1%と、平成26年と比較して4.9ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳を生産年齢人口の比率は減少しています。



※住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のそれぞれがおおむね減少傾向となっています。

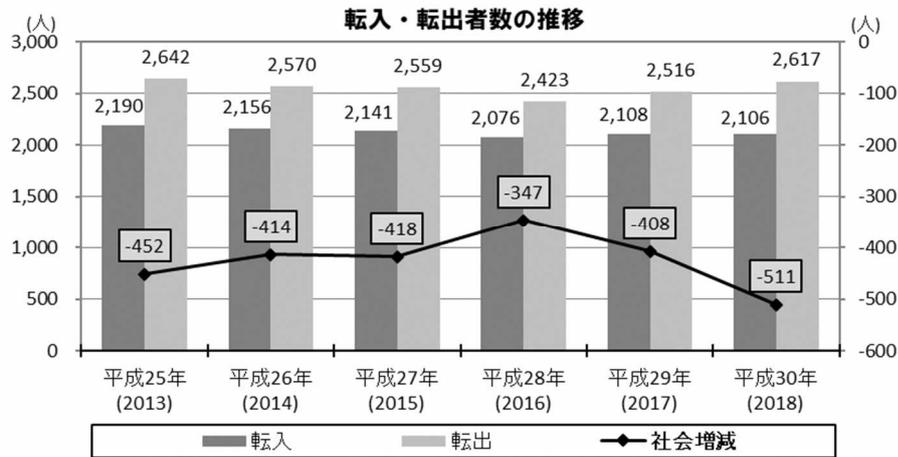


※住民基本台帳（各年4月1日現在）

転入より転出が多い社会減が続いています

(3) 転入・転出者数の推移

本市の転入者数は近年、2,100人前後で推移し、転出者数は2,500人から2,600人程度で推移し、一貫して社会減となっています。



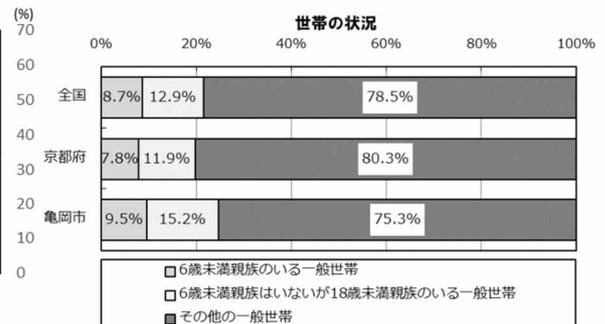
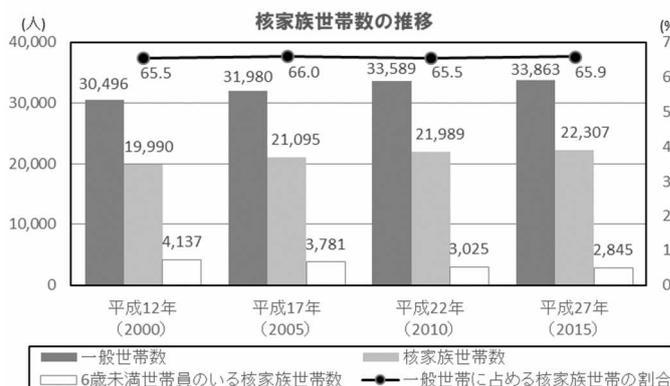
※住民基本台帳人口移動報告 (年報)

子どものいる世帯の割合は全国及び京都府水準より高く、6歳未満の子どものいる世帯の8割以上が核家族

(4) 世帯構造

本市の一般世帯数及び核家族世帯数は増加していますが、6歳未満の子どものいる核家族世帯数は減少しています。

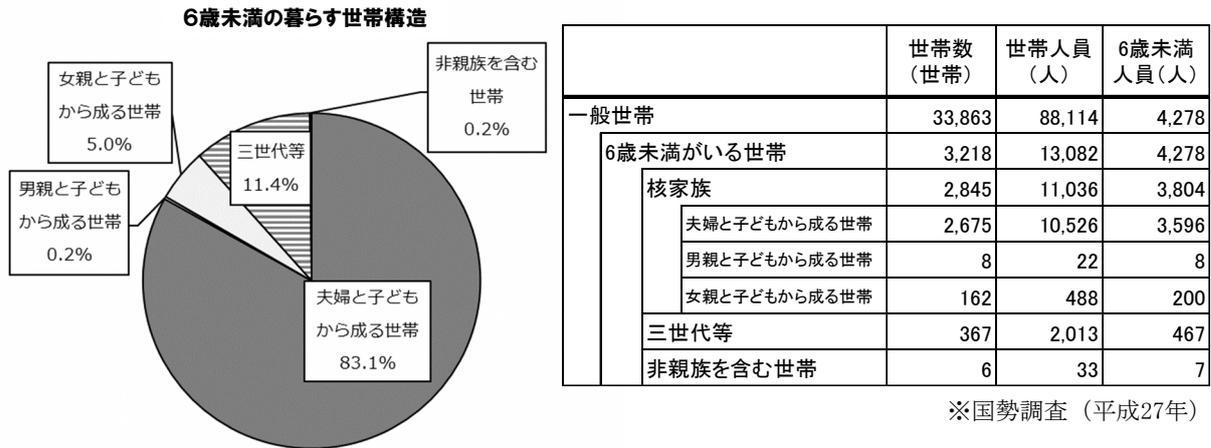
6歳未満の子どものいる一般世帯は一般世帯総数の9.5%、6歳未満はいるが18歳未満の子どものいる一般世帯は15.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は24.7%となり、全国水準や京都府水準を上回っています。



※国勢調査 (平成27年)

※各年国勢調査

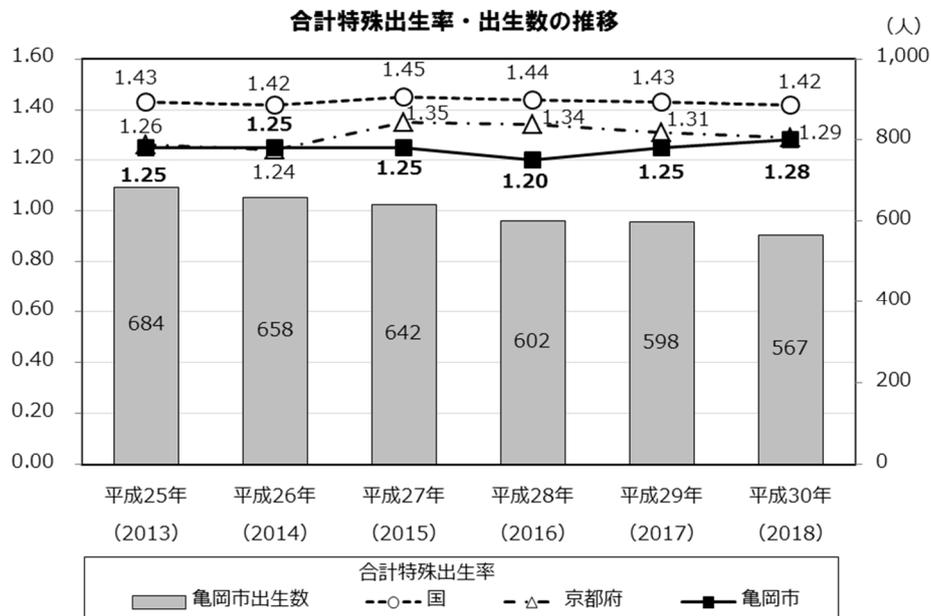
6歳未満の子ども（4,278人）のいる世帯は3,218世帯であり、うち88.3%が核家族となっています。



（５）出生の動向

合計特殊出生率*の推移をみると、平成27年以降は全国及び京都府を下回る水準で推移しています。

近年の出生数は、平成25年の684人をピークに減少傾向にあります。



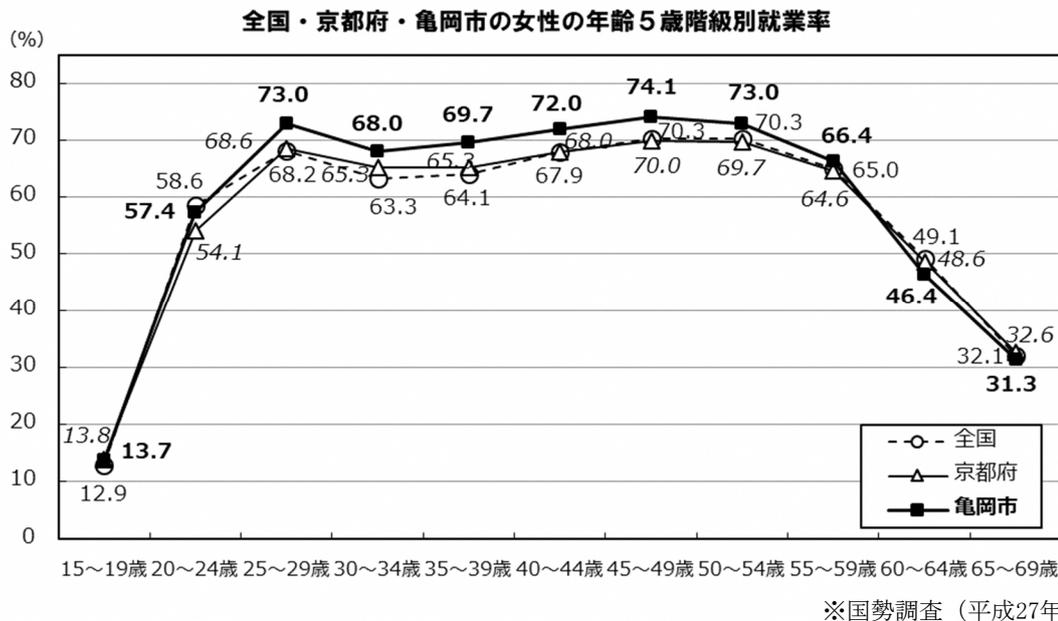
※合計特殊出生率（国、京都府：人口動態統計）、亀岡市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

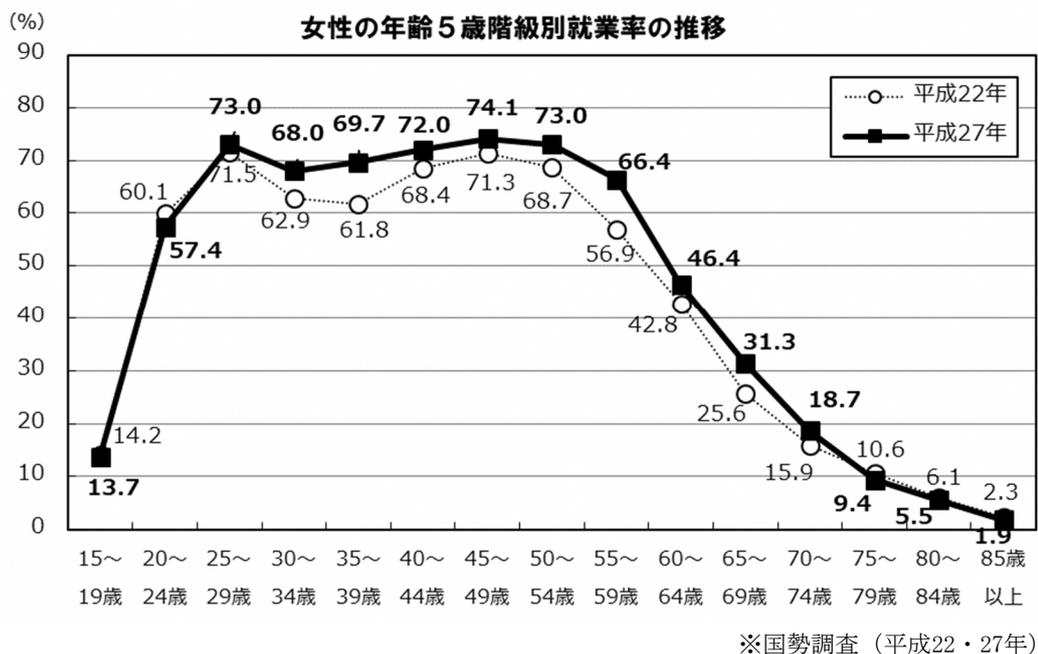
2. 女性の就業状況

女性の年齢5歳階級別就業率は全国・京都府の水準よりもおおむね高く、M字カーブは緩やかになっている

平成27年の女性の5歳階級別就業率は、25歳から59歳までの各年齢層で全国及び京都府水準より高い割合となっています。



また、本市の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、5年間で25歳から74歳の各年齢層の就業率が増加しています。とりわけ、M字カーブの谷になっていた35歳から39歳の就業率が、61.8%から69.7%と7.9ポイント増加しており、M字カーブが緩やかになっています。

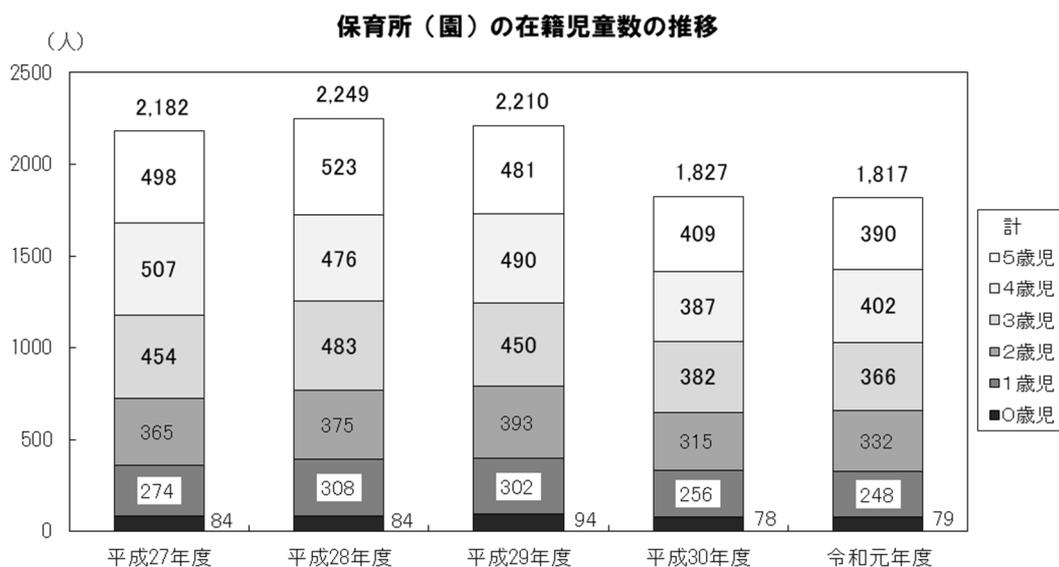


3. 教育・保育サービスなどの状況

(1) 保育所（園）*の利用状況

令和元年度現在、市内には、公立保育所8園、私立保育園7園の合計15園の施設があります。

平成30年度から私立保育園2園が幼保連携型認定こども園*に移行したことに伴い、平成30年度以降の保育所（園）の在籍児童数が減少しています。



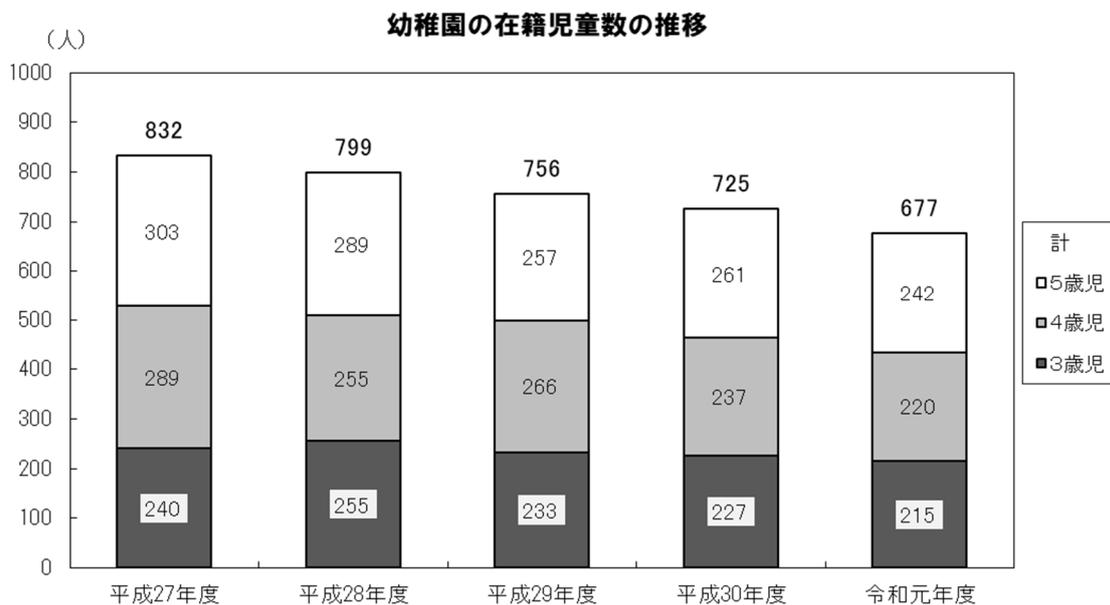
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(分園は除く)		15	15	15	15	15
利用者数(人)	0歳	84	84	94	78	79
	1歳	274	308	302	256	248
	2歳	365	375	393	315	332
	3歳	454	483	450	382	366
	4歳	507	476	490	387	402
	5歳	498	523	481	409	390
	計	2,182	2,249	2,210	1,827	1,817

※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園*の利用状況

令和元年度現在、市内には、公立幼稚園1園、私立幼稚園4園の合計5園の施設があります。

施設数に変動はありませんが、在籍児童数は近年減少傾向となっています。



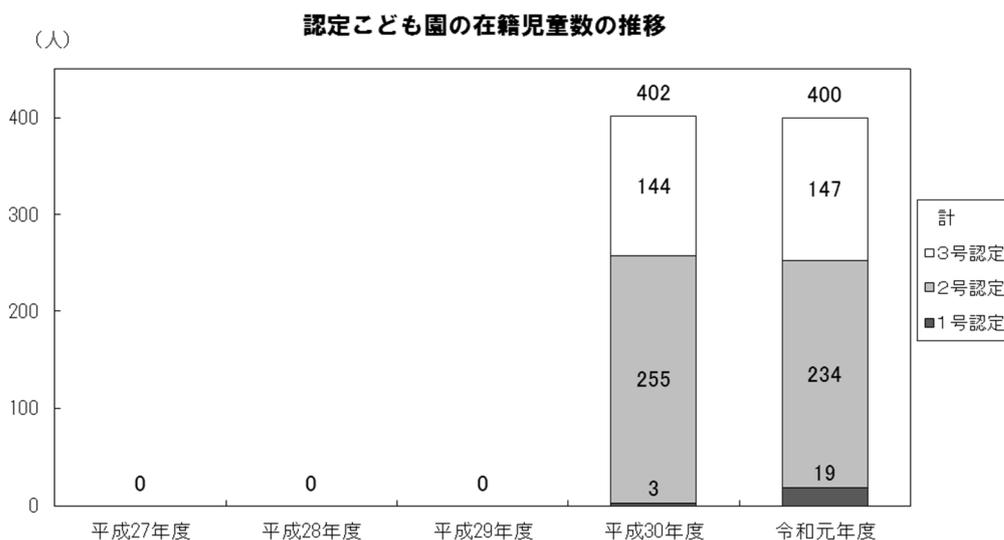
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数		5	5	5	5	5
クラス数		39	38	36	38	37
在園児数 (人)	3歳児	240	255	233	227	215
	4歳児	289	255	266	237	220
	5歳児	303	289	257	261	242
	計	832	799	756	725	677

※資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園の利用状況

令和元年度現在、市内には、2園の認定こども園があります。

平成30年度から私立保育園2園が幼保連携型認定こども園に移行しています。

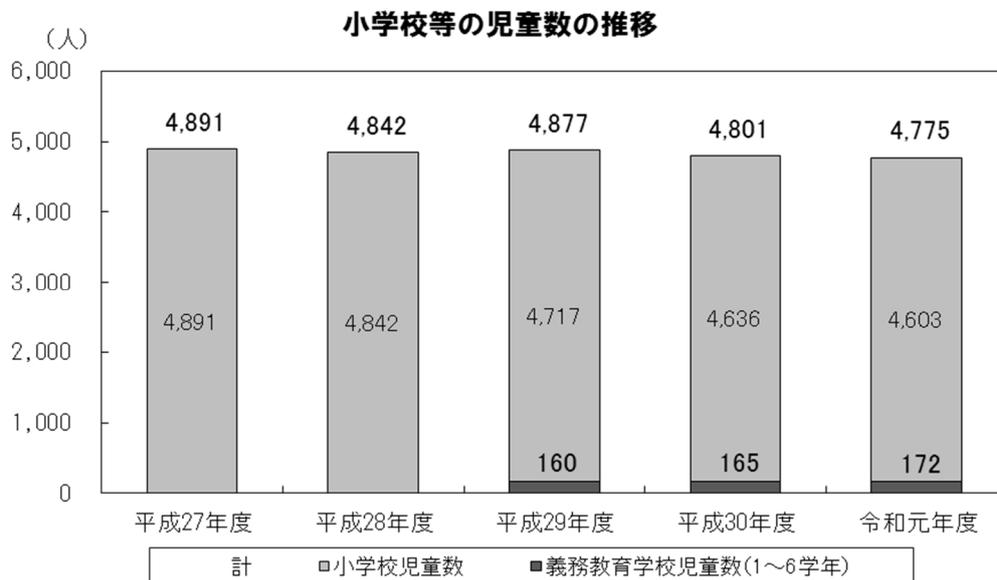


		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
施設数(箇所)		0	0	0	2	2	
利用者数(人)	1号認定	3歳			2	4	
		4歳			0	8	
		5歳			1	7	
		計			3	19	
	2・3号認定	0歳				21	16
		1歳				57	58
		2歳				66	73
		3歳				97	69
		4歳				75	94
		5歳				83	71
		計				399	381

※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(4) 小学校等の状況

令和元年度現在、市内の小学校等については、小学校 17 校と義務教育学校*1 校の計 18 校があります。児童数は若干の減少傾向にあり、令和元年 5 月 1 日現在の小学校等の児童数は、4,775 人となっています。



		平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
学校数	小学校	18	18	17	義務教育学校 1	17	義務教育学校 1	17	義務教育学校 1
	1年	815	802	813	28	714	27	731	34
児童数 (人)	2年	822	815	777	22	809	29	717	27
	3年	780	824	789	27	774	23	804	29
	4年	811	784	797	28	787	29	772	23
	5年	806	811	761	27	787	30	792	30
	6年	857	806	780	28	765	27	787	29
	計	4,891	4,842	4,717	160	4,636	165	4,603	172

※資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、保育所（園）や認定こども園において、認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした時間外保育を実施しています。

【 時間外保育事業利用状況の推移 】

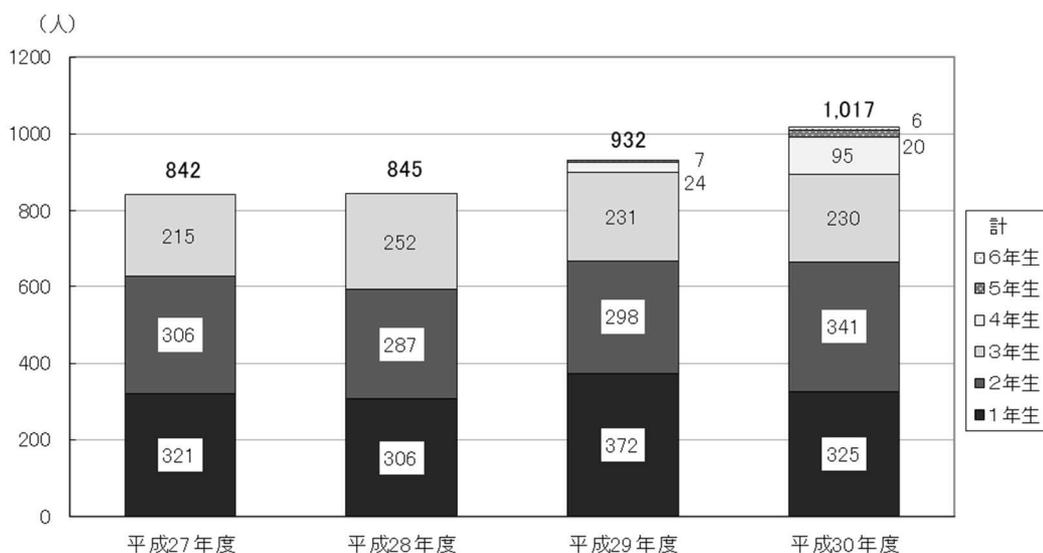
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	8	8	8	10
年間利用者数（人）	521	560	652	646

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象として、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員等の活動支援のもと、児童の健全育成を図ることを目的に、各学校の空き教室などを活用し、放課後児童会を開設しています。

【 放課後児童健全育成事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	25	28	29	32
登録者数（人）	842	845	932	1,017



※資料：亀岡市データ（各年5月1日現在）

(3) 子育て短期支援事業

保護者の仕事、疾病、出産などの理由により、児童の養育が一時的に困難となる場合などに、児童福祉施設において一定期間、児童の養育及び保護を行っています。

【 子育て短期支援事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
延べ利用者数（人）	10	36	149	59

(4) 地域子育て支援拠点*事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との連絡調整を行うなど、子育て支援の総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊んだり、集い交流することのできる場を提供しています。

【 地域子育て支援拠点事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	5	6	6	6
年間延べ利用者数（人）	33,098	35,288	36,385	36,809

(5) 一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急かつ一時的な理由により、家庭での保育が困難となる場合に、幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、一時的な保育を実施しています。

幼稚園では通常の利用時間以外に、保護者の就労で預かり保育が必要な子どもについて一時預かり事業を実施しています。

【 一時預かり事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園の預かり保育 延べ利用者数（人）	19,206	24,260	28,585	25,876
幼稚園以外の預かり保育 延べ利用者数（人）	2,103	2,492	2,560	2,571

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由により、保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かっています。

【 病児・病後児保育事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	4	4	7	8
年間延べ利用者数（人）	6,432	5,467	5,877	4,770

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター*事業）

育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）を会員として、育児に関する援助活動を推進することにより、仕事と育児を両立し、地域における市民相互の子育て支援を通じて安心して子育てができるような環境づくりなどを図るため、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う亀岡市ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

【 子育て援助活動支援事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
相互援助活動数（件）	2,300	2,516	1,760	1,013

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠している方などが、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的として、子育て中の親子が集まりやすい場所に「利用者支援専門員」を配置し、よりよい子育て環境の整備を図るため、情報提供及び相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行っています。

平成 28 年度からは、母子保健型（亀岡市子育て世代包括支援センター*「BCome」）を開始し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っています。

【 利用者支援事業実施状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	3	5	7	9
概要	基本型：3 箇所	基本型：4 箇所 母子保健型：1 箇所	基本型：6 箇所 母子保健型：1 箇所	基本型：7 箇所 特定型：1 箇所 母子保健型：1 箇所

(9) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方などを対象として、14回の妊婦健康診査を実施しています。

経済的な理由で定期的に妊婦健診を受けることができない妊婦を無くすことができるとともに、定期的な健診により、異常の早期発見・早期治療をすることで、安全な出産・健康な児の誕生につながります。さらに、妊婦が妊娠期を安心して過ごすことにより、その後の子育ての安心感にもつながります。

【 妊婦健康診査利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数 (人)	690	693	612	610
延べ受診者数 (人)	7,852	7,991	6,900	7,459

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師、保健師などが家庭を訪問して、子育てなどの助言や相談を行っています。

家庭訪問することで、親と子(対象者)にゆっくり対応することができ、各ケースの子育て環境や課題の把握につながっています。また、継続的な支援が必要な家庭には、必要に応じて保健師だけではなく、家庭相談員などと協力して対応することができています。あわせて育てにくさのある児への相談につながるなどの効果もみられています。

【 乳児家庭全戸訪問事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施人数 (人)	635	557	592	560

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員*などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言などを行っています。これにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【 養育支援訪問事業実施状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施人数 (人)	64	63	85	56

5. 市民ニーズ調査から見られる現状・課題

(1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする本計画策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 1月15日～1月31日	郵送による 配布・回収
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	平成31年 1月15日～1月31日	

※調査基準日：平成30年12月1日

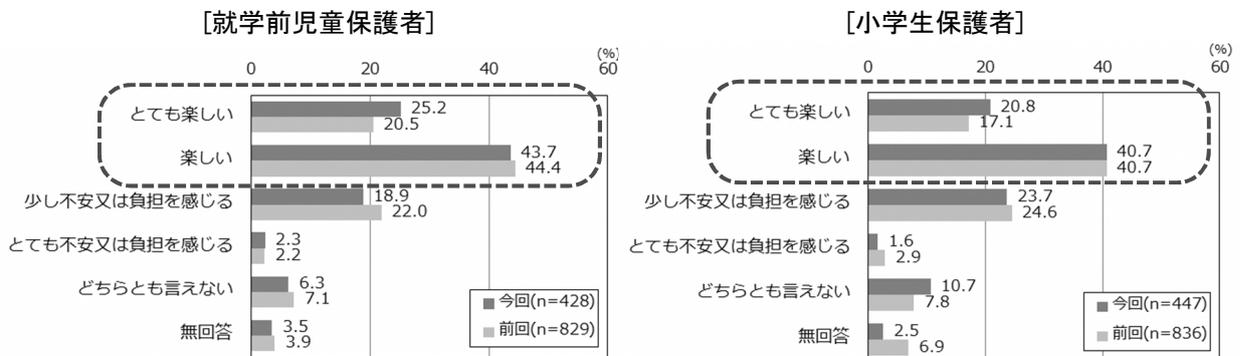
②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,000票	434票 (うち白票6)	43.4%
	【参考】前回	1,500票	829票	55.3%
小学生アンケート	今回	1,000票	457票 (うち白票10)	45.7%
	【参考】前回	1,500票	836票	55.7%

(2) 調査の結果からみる特徴と課題

課題1 子育て世帯の悩みの解消に向けて

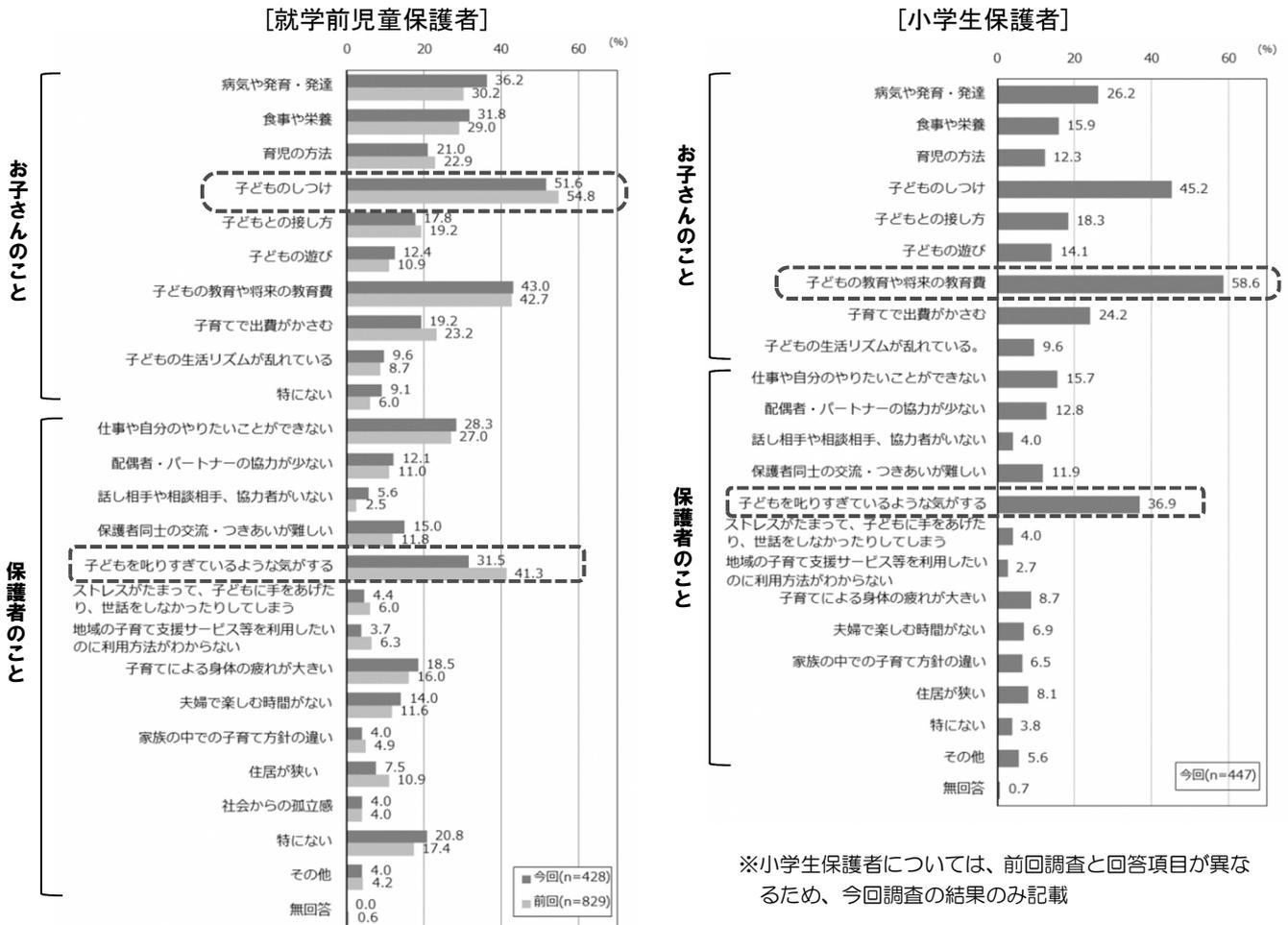
★子育てを『楽しい』と感じている人が増加しています。⇒子育ての不安や悩み、負担の軽減・解消などの取り組みを継続し、より安心して子育てができる環境づくりが求められています。



★子どもに関する悩みのトップについて、就学前児童の保護者は前回調査と同様「子どものしつけ」で、小学生の保護者は「子どもの教育や将来の教育費」となっています。

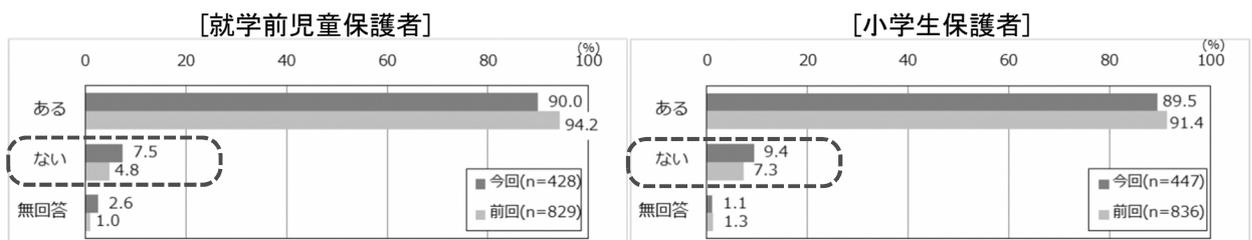
★保護者に関する悩みのトップについて、就学前児童の保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」で前回調査と同様も、9.8ポイント減少しています。小学生の保護者も就学前児童と同様に「子どもを叱りすぎているような気がする」がトップとなっています。

⇒核家族世帯が多い本市にあって、子どものしつけや育児方法など悩みの軽減・解消につながるような学習機会や相談対応、情報提供、保護者同士の交流などの充実が求められています。

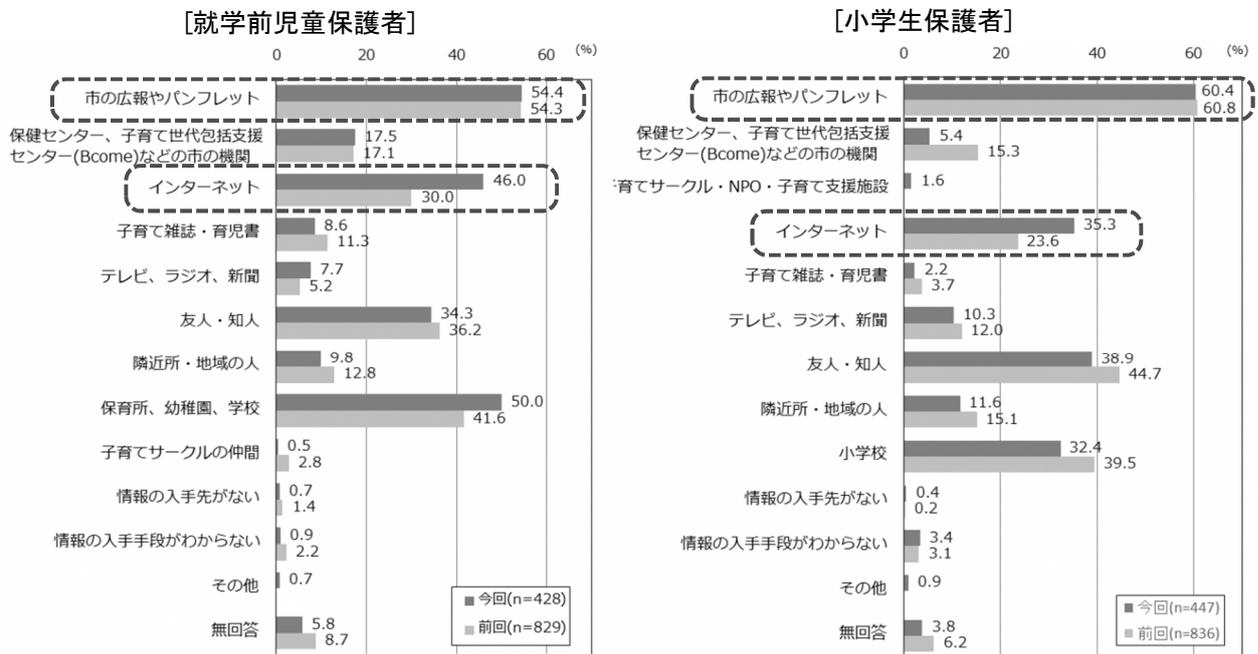


※小学生保護者については、前回調査と回答項目が異なるため、今回調査の結果のみ記載

★悩みの相談相手・相談場所が「ない」は、就学前児童の保護者が7.5%、小学生の保護者が9.4%で、それぞれ前回調査より増加しています。⇒相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりが求められています。

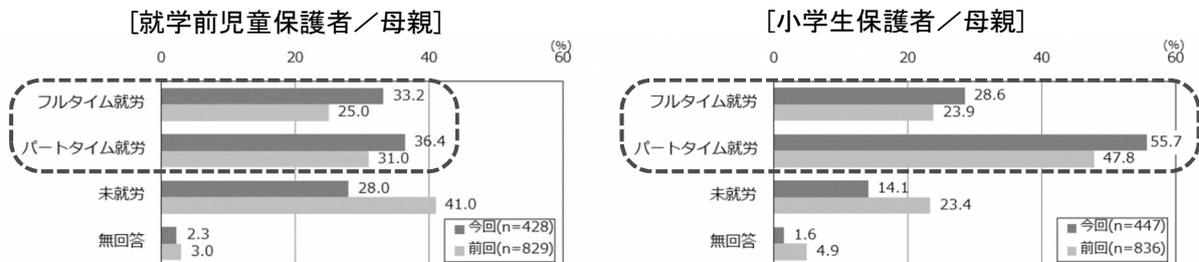


★就学前児童及び小学生の両保護者の情報の入手先は「市の広報やパンフレット」が最も多く、「インターネット」は前回調査より就学前児童の保護者が16.0ポイント、小学生の保護者が11.7ポイント増加しています。⇒わかりやすい情報誌の編集やインターネット・SNS*などの電子媒体の有効活用が求められています。

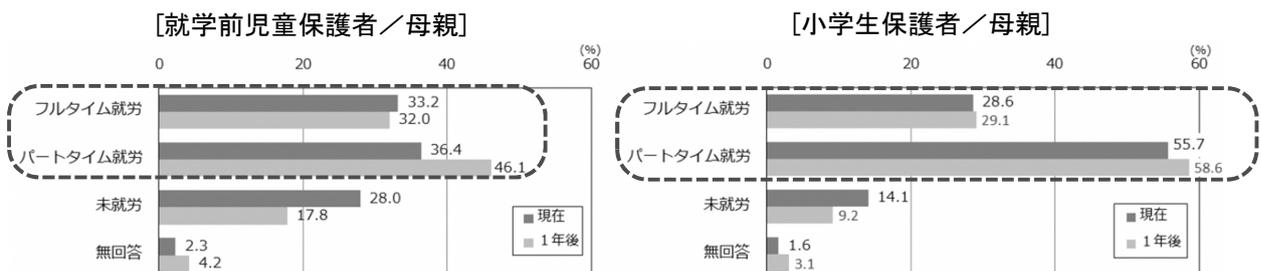


課題2 子育てと仕事の両立に向けて

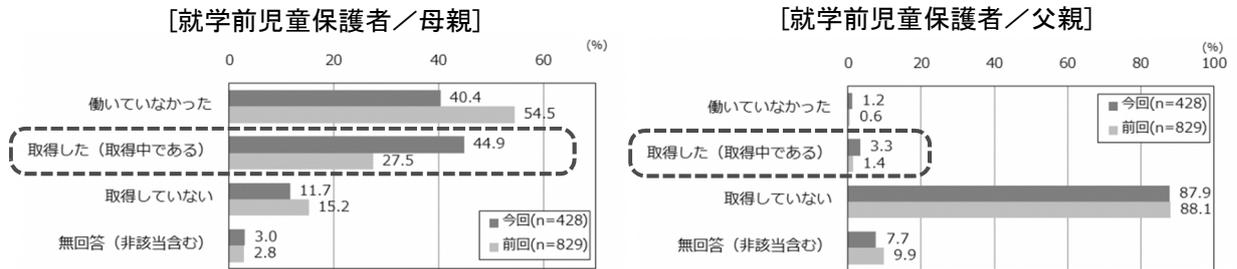
★就学前児童の母親の現在の就労率は69.6%で、前回調査より13.6ポイント増加しています。小学生の母親の現在の就労率は84.3%で、前回調査より12.6ポイント増加しています。



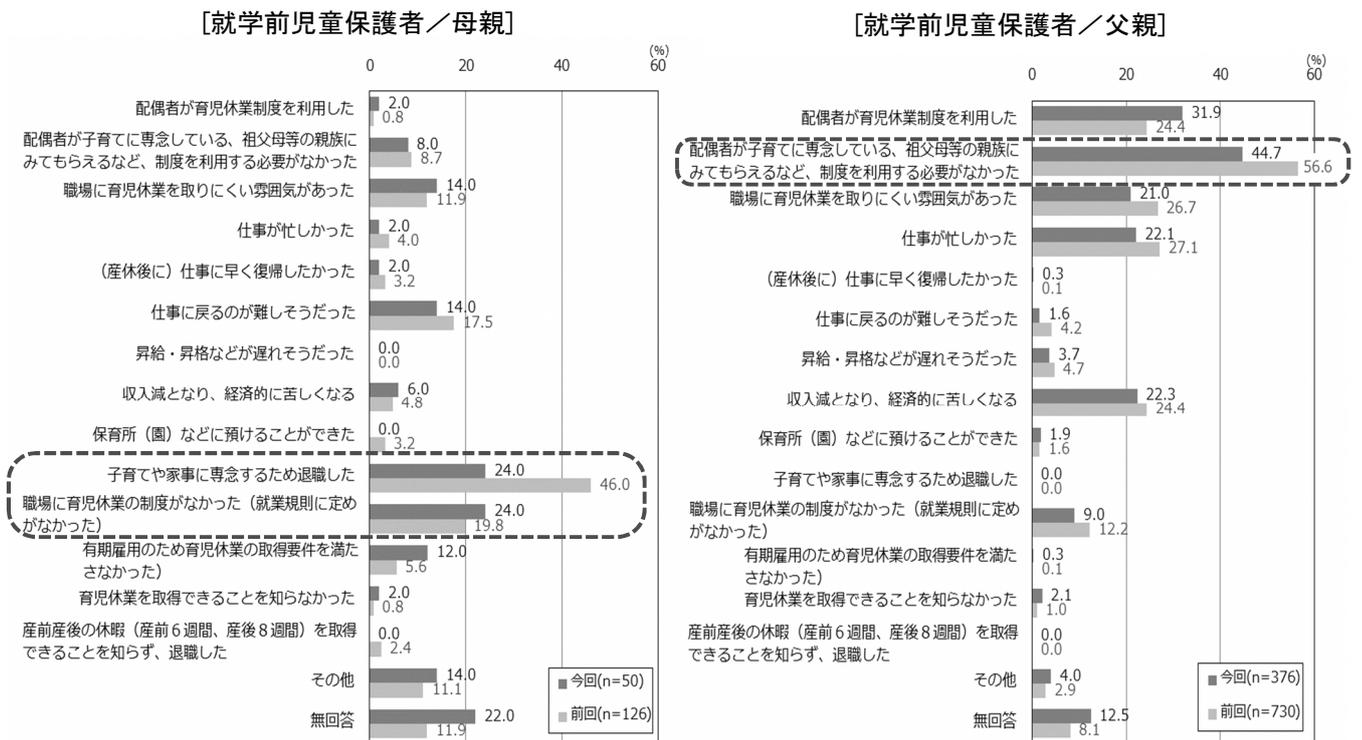
★就学前児童の母親の就労率は現在の69.6%が1年後の予定では78.1%に、小学生は現在の84.3%が87.7%になっています。⇒女性の就労率の変化に対応した子育てと仕事の両立支援の充実が求められています。



★就学前児童の母親の育児休業*の取得率は44.9%で、前回調査より17.4ポイント増加しています。父親の取得率は3.3%で、前回調査より1.9ポイント増加しています。⇒父親の育児休業取得に向けて企業などと一体となった取り組みの推進が求められています。

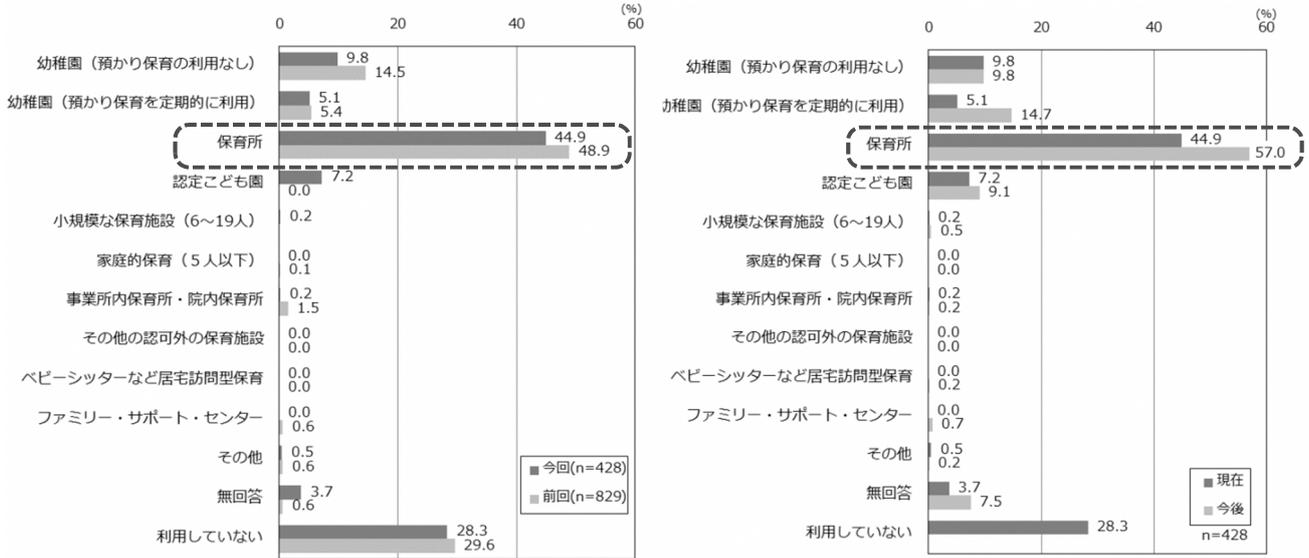


★育児休業を取得していない理由のトップは、就学前児童の母親は「子育てや家事に専念するために退職した」及び「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」がそれぞれ24.0%で、「子育てや家事に専念するために退職した」は前回調査より22.0ポイント減少しています。父親の理由のトップは前回調査と同様に、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」で44.7%ですが、前回調査より11.9ポイント減少しています。⇒育児休業制度の普及や父親の育児休業取得に向けて、企業などと一体となった取り組みの推進が求められています。



★利用している教育・保育事業では、「保育所」が最も多くなっています。今後利用したい教育・保育事業でも「保育所」がトップで、現在より12.1ポイント高くなっています。⇒高い保育所ニーズへの対応と多様なニーズに対応した教育・保育事業の充実が求められています。

[就学前児童保護者]

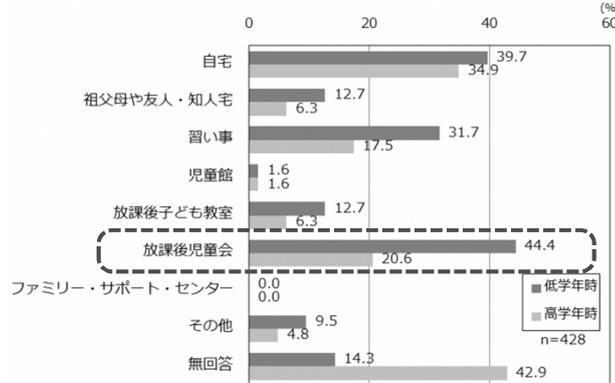


※回収数全体を 100%にして集計しなおして図化

※今後の希望は、第1希望のみ図化

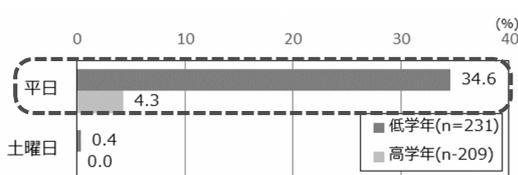
★就学後の放課後の居場所で「放課後児童会」の希望は、低学年時が44.4%、高学年時が20.6%となっています。⇒保護者の就労状況に対応した子どもが安全で快適に過ごせる居場所の充実が求められています。

[5歳児の就学前児童保護者]

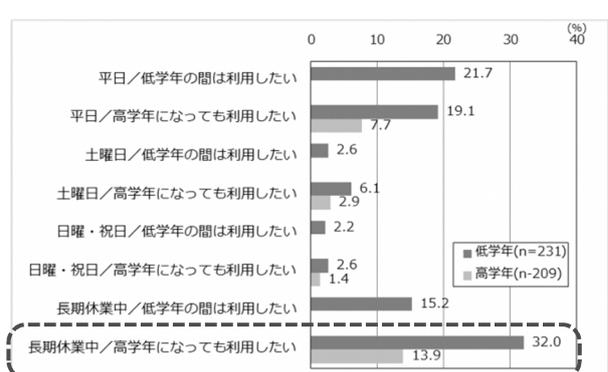


★小学生の放課後児童会の平日の利用率は、調査回答者の低学年全体では34.6%、高学年全体では4.3%。低学年も高学年も高学年時の長期休業中の利用希望率が高くなっています。⇒子ども本人のニーズも含め、柔軟な運営、支援員等の確保など多様な側面からの検討が求められています。

[小学生保護者／現在の利用率]

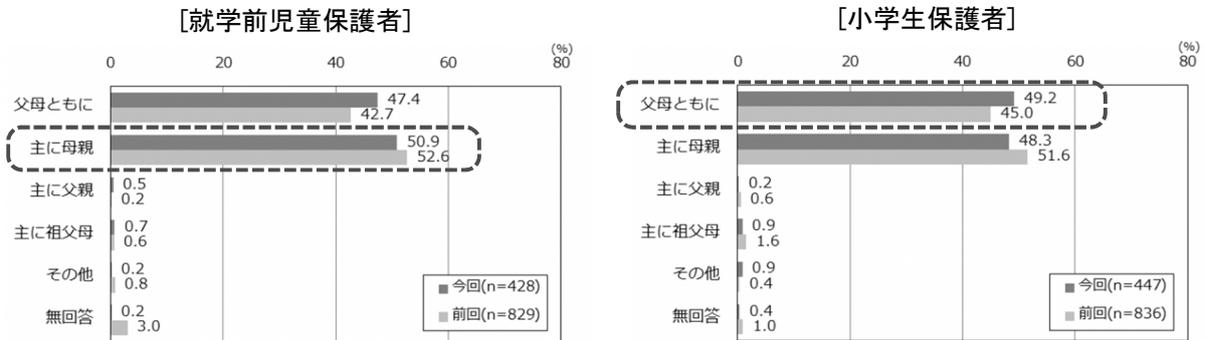


[小学生保護者／今後の利用希望率]

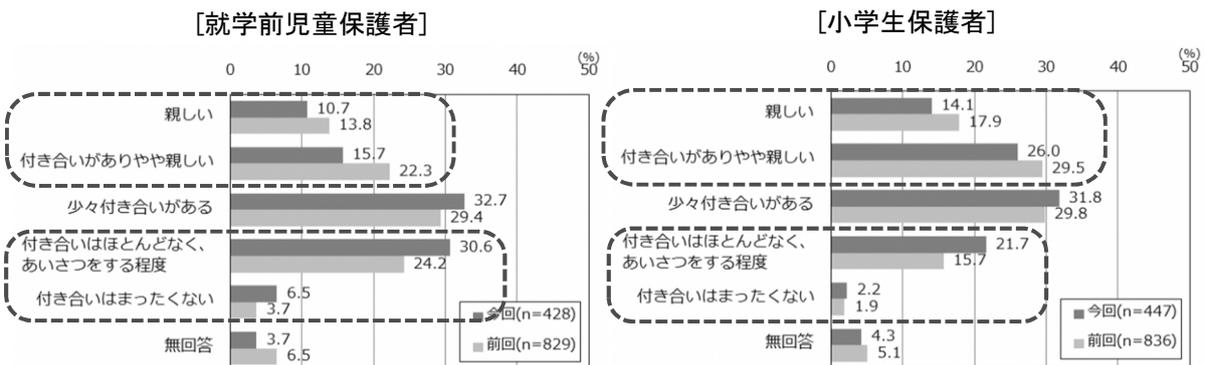


課題3 子育てを支える地域力の向上に向けて

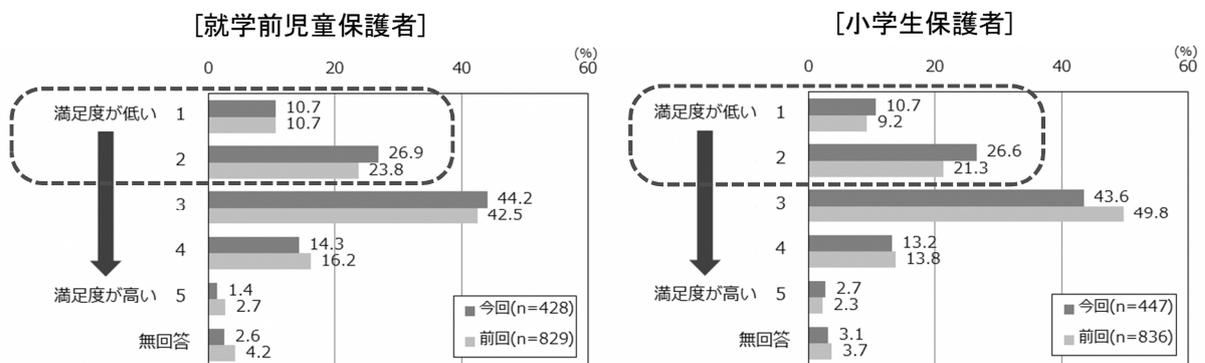
★子育てを主に行っている人は、就学前児童の保護者は「主に母親」が最も高く、小学生の保護者は「父母ともに」が最も高くなっています。また、就学前児童の保護者も「父母ともに」が「主に母親」と大差なく、小学生児童の保護者ととともに前回調査より増加しています。⇒男女共同参画の推進とあわせて、家庭内の協働の促進が求められています。



★近所付き合いは、就学前児童の保護者及び小学生の保護者ともに「親しい」や「付き合いがありやや親しい」が前回調査より減少し、一方、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」や「付き合いはまったくない」が増加しています。⇒核家族世帯が多い中で、乳幼児など低年齢児のみの世帯の地域での孤立化防止が求められています。

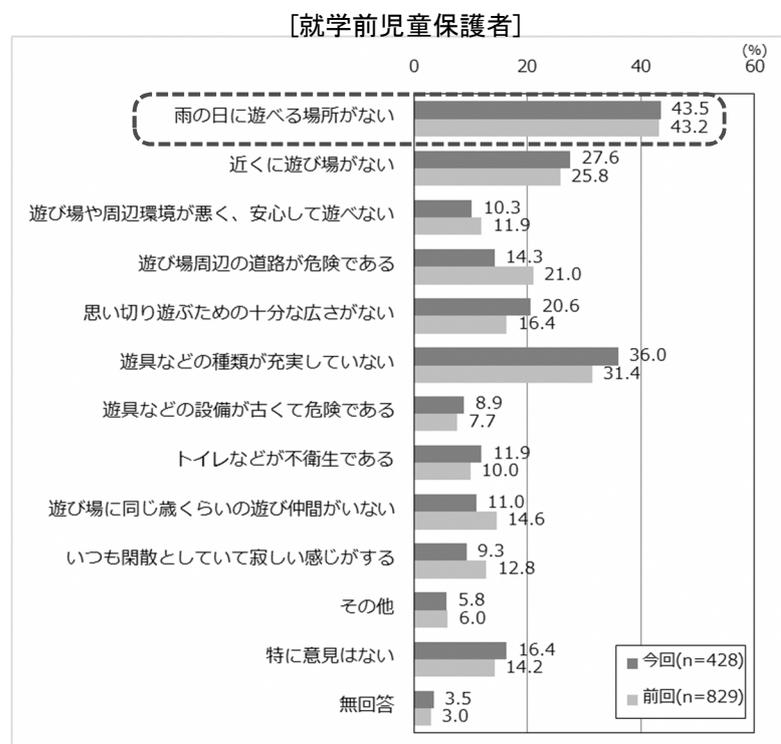


★本市の子育て環境や支援への満足度は、就学前児童・小学生の保護者ともに、前回調査と比較して満足度が低い「1」及び「2」が増加⇒ニーズを踏まえた取り組みや支援を行うとともに、地域住民と一体となった子育てしやすいまちづくりを進めることが求められています。



課題4 安心して子育てできるまちづくりに向けて

★就学前児童の保護者が遊び場で困ること・困ったことは、前回調査と同様に「雨の日に遊べる場所がない」がトップで、前回調査と同程度となっています。⇒自由記述でも公園や遊び場についての意見が多い中で、身近な地域での安全な遊び場の確保や地域住民との協働によるイベントや交流機会の確保・充実などが求められています。



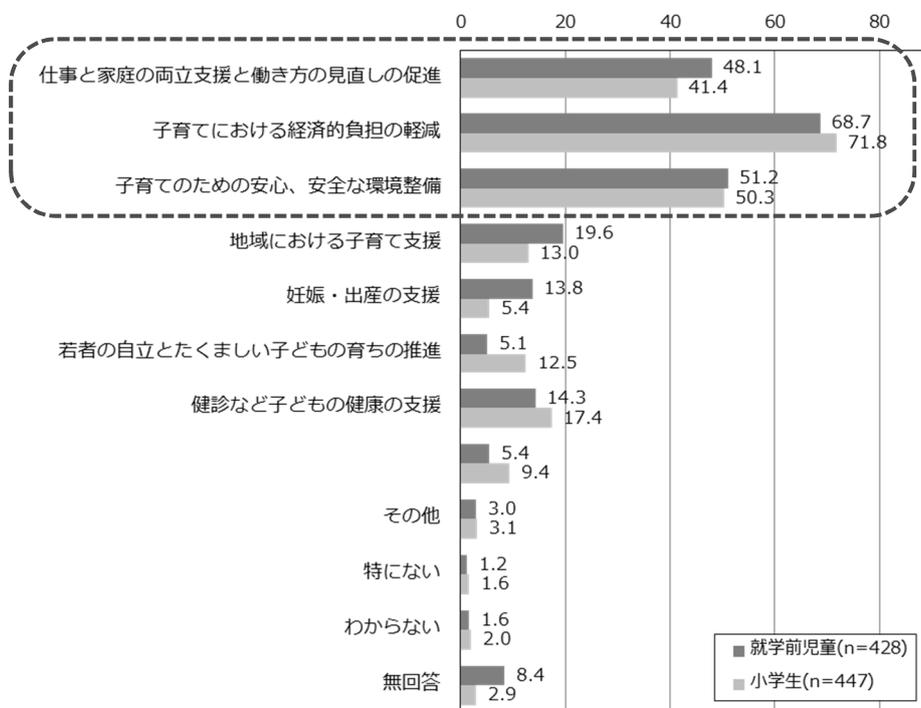
★経済的に困難な世帯は2割程度となっています。⇒子どものみならず保護者の健康や生活にも深く関わる家庭の経済社会状況ですが、生まれ育った家庭の状況にかかわらず、子どもが未来に向けて希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供することが求められています。

[生活困難層の割合]

区分	就学前児童	小学生
生活困難層	17.3%	19.8%
生活困窮層	1.6%	3.3%
周辺層	15.7%	16.5%
非生活困難層	82.7%	80.3%

※ニーズ調査の結果をもとに「①低所得」「②家計の逼迫」「③子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素を用いて、いずれか1つの要素に該当する場合を「周辺層」、2つ以上の要素に該当する場合を「生活困窮層」、「周辺層」と「生活困窮層」を合わせて「生活困難層」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難層」としています。

★望ましい子育て支援策について、就学前児童・小学生の保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」がトップで、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が高くなっています。⇒幼児教育・保育の無償化など国の制度を踏まえた経済的負担の軽減、安全な遊び場の確保の充実など、ニーズを踏まえ、行政をはじめ地域住民、企業などが一体となった子育て支援策の推進が求められています。



6. 第1期計画の進捗評価

本市では、次世代を担う宝「かめおかっこ」を育てることが、すべての市民の喜びになる、明るい地域づくりをめざして、子ども自らが持っている力を大切に育てる「子育て*」と、すべての子育て家庭の「子育て」を、まち全体で応援するため、「亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」に基づき、子育てしやすいまちづくりに向けて、各種施策を推進してきました。

■ 亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の評価・まとめ

亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）では、6つの基本目標の達成に向けて、61 施策・延べ 104 事業を推進してきました。この中には、国が指定する特定事業と市が重点的に取り組むべき重点事業があります。

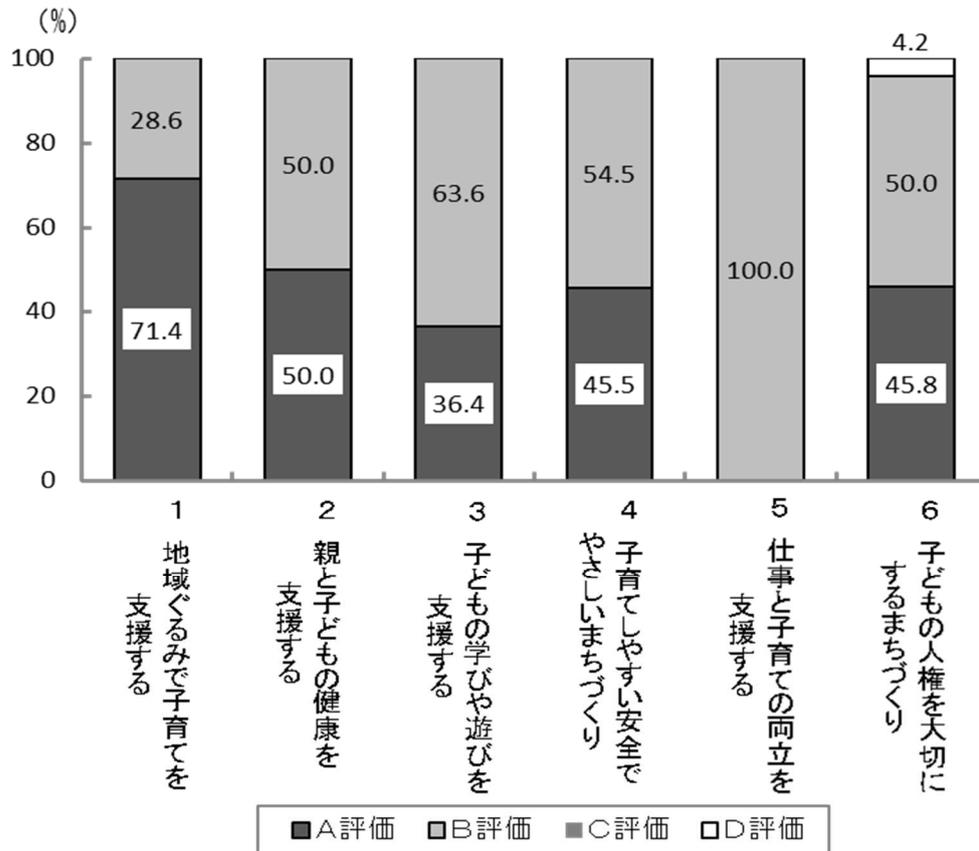
亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の計画期間における検証・総括については、次のとおりです。

具体的な事業内容に関する個々の評価は、延べ 104 の事業内容のうち、44.2%にあたる 46 項目で「A 評価 順調」、54.8%にあたる 57 項目で「B 評価 概ね順調」となっており、1 項目については、「D 評価 終了」となりました。

「A 評価 順調」の割合が最も高かったのは、基本目標1「地域ぐるみで子育てを支援する」に掲げる施策・事業となっており、最も低かったのは、基本目標5「仕事と子育ての両立を支援する」に掲げる施策・事業となりました。

その中で、児童虐待・相談件数の増加と併せて、相談内容の複雑・多様化に伴い、さらに高度な専門性と体制整備が必要とされている事業をはじめ、利用者が限定的にならないように子育て家庭への周知・広報に努めることが求められている事業や、学校・地域・保護者や関係機関などとの連携のもと取り組みを継続していかなければならない事業もあるなど、その実施にあたっては解決すべき課題を抱えている事業も多くあり、課題解決に向けた事業展開が必要となります。

第1期計画における基本目標ごとの進捗評価



基本目標	事業数	評価			
		A	B	C	D
1 地域ぐるみで子育てを支援する	21	15 (71.4%)	6 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2 親と子どもの健康を支援する	14	7 (50.0%)	7 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3 子どもの学びや遊びを支援する	22	8 (36.4%)	14 (63.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	11	5 (45.5%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5 仕事と子育ての両立を支援する	12	0 (0.0%)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
6 子どもの人権を大切にするまちづくり	24	11 (45.8%)	12 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)
全体	104	46 (44.2%)	57 (54.8%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)

評価方法

A評価：順調 B評価：概ね順調 C評価：不調 D評価：終了
 なお、「C評価」についてはありませんでした。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、第1期計画が掲げた「子育て」と「子育て」をまち全体で引き続き応援する計画であると同時に、さらには、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことをめざす計画としています。

また、本計画は、「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期計画の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、本市における子ども・子育て支援の基本理念については、第1期計画の基本理念を継承することとし、次のように設定します。

◆「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念



2. 基本的な視点

子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。そのうえで、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して、子育てを支えていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準を確保し、学びや遊びを通じて心身ともに子どもの健やかな発達を保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次世代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

地域での支え合いの視点

「すべての子どもと子育て家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、妊娠・出産期から幼児期の保育・学童期の学校教育に至るまで、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

また、子どもの権利を尊重し、守るための取り組みを進めます。

3. 基本目標

基本目標 1 地域ぐるみで子育てを支援する

子どもを産み育てることを、地域社会として尊重し、支援していく環境づくりを進めることにより、地域における「子育て文化」の醸成、充実を進めます。

すべての子育て家庭が安心して子育てができるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりに取り組みます。

基本目標 2 子どもの健やかな成長を支援する

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援などの充実にも努めるとともに、妊娠期から子育てに至るまでの切れ目のない支援体制の整備を進めていきます。

基本目標 3 子どもの学びを支援する

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために、様々な学習の機会や自然体験・社会体験などの体験を保障する中、様々な人々と交わり・ふれあうことで、自ら学び、考え、行動できるように、「生きる力」を育む教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上をめざした取り組みの推進を図ります。

基本目標 4

子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

自然環境に恵まれた亀岡のまちで、安全・安心を感じることでできる環境となるように、子どもや子育て家庭が身近な場所で安心して遊ぶことでできる場所づくりや、安心して外出できる生活環境の整備を進めます。

また、地域住民との協働のもとで、安全で安心して暮らせる「セーフコミュニティ*」に取り組むまちとして、子どもを交通事故や犯罪から守り、地域で健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

基本目標 5

仕事と子育ての両立を支援する

男女がともに仕事と子育てを両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の促進に向けて、事業主や地域住民への広報・啓発の推進に取り組みます。

さらに、仕事と子育ての両立を応援するために、多様な働き方に対応した保育サービスなどの充実を図ります。

基本目標 6

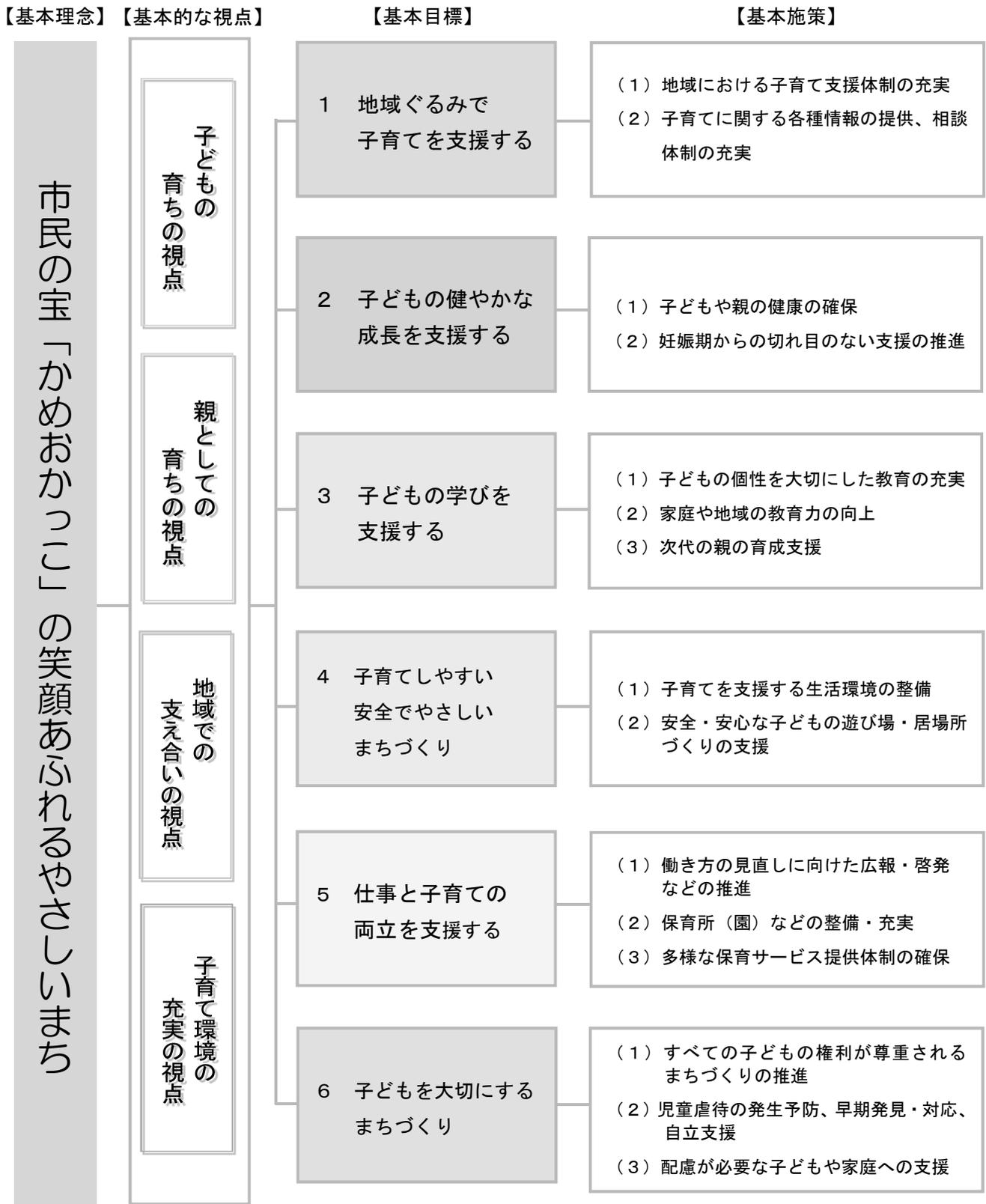
子どもを大切にするまちづくり

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待やいじめなどの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるように、様々な関係機関の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や貧困家庭、障がいのある子どもと家庭への支援など、配慮が必要な子どもや家庭に対し、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実を努めます。

4. 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、6つの基本目標で構成されています。



第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支援する

基本施策：1 地域における子育て支援体制の充実

【施策の方向性】

- 地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業など、地域において子育てを支援する体制の充実に取り組みます。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりや人材育成に努めます。

取組項目・事業	内容
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター*を子育て支援の中核施設として、ひろば事業、つどい事業、相談事業や情報提供事業などの取り組みの充実や、コーディネート機能の強化を図ります。
	保育所（園）・認定こども園・幼稚園において、地域に密着した子育て支援拠点としての機能活用を図ります。
	地域の子育て支援機能の充実を図るために、子育て支援団体による子育て支援拠点事業「ひろば型」を展開します。
かめおかっこ出前ひろば*事業	地域における身近な場所で、親子が集い、親子の遊びや親同士の交流が図れるよう、出張ひろばとして「かめおかっこ出前ひろば」を開催します。
園庭開放・学校開放	親子が遊ぶことのできる場として、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校などにおける園庭開放・学校開放を推進します。
ファミリー・サポート・センター事業	地域における子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実のために、会員登録者の増加と援助活動の促進に努めます。
子育て支援ネットワーク及び人材育成の推進	子育てサークル交流会を実施するなど、情報交換や仲間づくりを地域で活発に行うことができるように支援するとともに、子育て支援にかかわる実務者ネットワーク会議などを開催し、子育て支援活動関係者のネットワーク化や人材育成を進めます。
	親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす人材を養成するため、必要な研修や講座などの開催に取り組みます。
地域ぐるみで子どもを守り育てる活動の推進	地域子ども出迎えデーの取り組みを促進し、地域の子どもの地域ぐるみであたたかく見守る雰囲気づくりに努めます。
子育てサークルなどに対する活動支援	市内の各地域で子育て支援活動に従事されている子育てサークルなどに対し、必要な活動支援を行うとともに、更なる支援の実施について検討します。

基本施策：2 子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実

【施策の方向性】

- 子ども・子育てハンドブックやSNSを活用し、妊娠・出産・子育てに関する各種情報提供に努めます。
- 育児相談や家庭児童相談のほか、地域での民生委員・児童委員*による子育て相談支援活動など、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

取組項目・事業	内容
子育てに関する情報の提供	すべての子育て家庭が、子育てに関する必要な情報が得られるように、子ども・子育てハンドブックの作成のほか、SNSなどを活用した子育て支援サービスに関する情報提供の充実に努めます。
子育てに関する相談体制の充実	各種相談事業の充実を図り、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うことにより、子育ての不安や負担の軽減に努めます。
	子育て支援センターや保育所（園）、幼稚園などの子育て相談事業の充実を図り、身近な場所で気軽に相談できる体制を整備します。
	民生委員活動などへの援助・協力体制の充実に努め、主任児童委員*、民生委員・児童委員などによる地域での子育て支援活動の促進に努めます。
	子どものいる生活に対して不安や負担を感じている妊婦や出産後の家庭に対して、地域での相談体制の充実に努めます。
利用者支援事業	子育て中の親子が集まりやすい場所に「利用者支援専門員」を配置し、教育・保育施設などの円滑な利用に向けて、利用者の個別ニーズに応じた支援を行う体制整備を図るとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりに努めます。
婚活支援事業	少子化対策として実施される「婚活支援事業」に関して、情報提供や広報による協力を行います。
幼児教育アドバイザーの配置の検討	幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを通して幼児教育・保育の更なる質の向上を図るため、各施設を巡回して助言などを行う幼児教育アドバイザーの配置について検討します。

基本目標 2 子どもの健やかな成長を支援する

基本施策：1 子どもや親の健康の確保

【施策の方向性】

- 子どもや親の健康の確保・増進、食育の推進、病気の予防や早期発見などに継続的に取り組めます。
- 保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援などの充実に努めます。

取組項目・事業	内容
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康管理や病気などの早期発見、成長・発達などのための健康診査を実施し、保護者に対する適切な支援を行います。また、乳幼児において健全な歯の育成に努めます。
妊娠期からの支援の推進	妊婦の健康診査の受診や教室への参加を促進し、健やかな妊娠・出産時の適切な対応を行うことができるように取り組めます。また、支援の必要な妊婦については、医療機関や地域の関係機関と連携し、出産後の支援につなげます。
産後相談・ケア事業	出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を促進し、健やかに育児に関わっていけるよう支援します。
食育の推進	乳幼児健診や離乳食教室などでの情報提供や意識啓発に努め、発達段階に応じた指導を推進します。 給食における地場産物の活用、菜園活動などを通じて、「食」に関する指導を継続して進めます。
思春期保健対策の推進	性と生殖に関して自ら判断・決定し健康管理ができるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の理念普及と性や生命についての正しい知識の普及に努めます。

基本施策：2 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

【施策の方向性】

- 亀岡市子育て世代包括支援センター「BCome」を中心に、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の整備などを推進します。
- 子育てに関する各種手続きなどに切れ目なく対応できるよう、ワンストップ窓口体制の整備などを推進します。

取組項目・事業	内容
訪問事業	妊産婦や新生児、乳幼児の家庭を助産師や保健師が訪問し、母子の心身の健康状態や養育状況を把握した上で、必要な助言などを行い、子育ての情報提供や健全な成長・発達への支援に努めます。
相談・教室事業	妊産婦や育児・発達などの相談事業や、パパママ教室、離乳食教室などの教室事業の充実に努めます。
親子の保健に関する情報の提供	妊娠・出産、乳幼児期に応じた情報の提供に関して、市のホームページやSNSなどを活用した効果的な発信強化に努め、子どもの健全な成長・発達への支援及び子育て中の親の健康づくりに継続して取り組みます。
経済的負担の軽減	健やかな妊娠と出産を迎えられるように、妊婦健康診査及び妊婦歯科健診に要する費用の公費負担に努めます。
	経済的負担の軽減を図るため、不妊及び不育症治療を受けられた夫婦に対して、その治療費の一部を「不妊及び不育症治療費助成金」として支給します。
	子育て家庭が安心して子どもの医療を受けられるように、「こども医療費助成制度」による助成を行います。また、国や京都府に対し、統一的な制度として実施されるよう引き続き要望していきます。
ワンストップ窓口体制の整備	妊娠から出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援に対応できるよう相談窓口体制の整備を推進します。

基本目標3 子どもの学びを支援する

基本施策：1 子どもの個性を大切にした教育の充実

【施策の方向性】

- 幼児教育においては、遊びを学びの中心に置き、その充実を図ります。
- 小中学校教育においては、基礎・基本を徹底し、知識・技能を活用する力を育て、一人ひとりの個性を伸ばす教育の充実を進めます。

取組項目・事業	内容
確かな学力を育む教育の推進	子どもが自ら学び、考え、主体的に判断しようとする意欲を引き出しながら、基礎・基本を徹底し、学力の充実・向上を図り、一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進に努めます。
特別支援教育*の推進	障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の推進のために、教育相談体制の充実、特別支援教育支援員の配置の充実、通級指導教室*の設置、相談を重視した就学指導、関係機関の連携などの充実に努めます。
読書活動の推進	読書習慣を身につけるために乳幼児期から家庭や地域、学校における子ども読書環境の充実を図るため、ブックスタート事業*や読み聞かせなど年齢に応じた取り組みを継続し、図書館・学校の図書に努めます。
保・幼・こ・小・中の連携	<p>保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校、小学校と中学校が互いに連携し、多様な交流を図り、情報交換などをしながら子どもの学びの連続性を支援します。</p> <p>すべての就学前児童に対して、幼児教育の機会を提供するため、認定こども園の整備について検討を進めます。</p>
学校施設の整備	学校施設については、長寿命化計画を策定し、計画に基づいた整備を進めるとともに、良好な学習環境づくりに継続して取り組みます。
亀岡型自然保育の実施	子どもたちの好奇心や創造力を刺激し、豊かな感性を育むため、戸外での自然体験活動を積極的に取り入れた亀岡型自然保育の推進に努めます。



基本施策：2 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

- 家庭の教育力の向上に向けた情報提供などの取り組みを進めます。
- 地域の教育力の向上に向けた世代間交流などの取り組みを支援します。
- 児童の健全育成に参加意欲のある地域の人材や多様な地域資源の活用を図りながら、多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

取組項目・事業	内容
家庭教育の支援	子育ての基本は家庭にあるとの認識を持って、保護者が子育てをできるように、家庭が果たす役割について様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、家族の参加による子育て体験活動などの子育てに関する情報提供などを推進します。
男女共同参画意識の啓発	子育てを母親だけが担うのではなく、父親の子育てへの関わりを高め、男女がお互いに協力し安心して子育てに関われるような啓発や講座などの学習機会の提供に努め、男女が共に子育てを楽しめるまちづくりをめざします。
地域学校協働活動推進事業	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO*、各種団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進します。
子どもの社会参加機会の充実	子ども自らが様々な社会的体験と社会貢献の機会が持てるように、様々な体験活動への参加機会の充実に努めます。
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	青少年育成地域活動協議会*などの地域住民組織を中心に、関係機関・団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。 携帯電話やインターネットの活用による有害情報の氾濫やネット犯罪の危険性を、子どもたちがしっかりと学び、理解を深めることができるように、学校及び家庭における情報モラル*の指導に取り組みます。

基本施策：3 次代の親の育成支援

【施策の方向性】

- 児童の健全育成に向けて、教育・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会の確保に向けて、取り組みを進めます。

取組項目・事業	内 容
教育相談事業	教育上の諸問題について、児童生徒、保護者、教職員などを対象として教育相談を行い、教育相談員などが専門的な立場から助言や援助を行うことにより、心身ともに健全な児童生徒などの育成をめざします。
性や生命に対する正しい知識の普及	児童生徒の健康教育の充実や発達段階に応じた性教育を推進します。
健康教育の推進	児童・青少年期における薬物乱用防止教室などを実施し、健康に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
子どもたちが乳幼児とふれあう機会の提供	子どもたちが乳幼児などとのふれあいを持つことで、人や命を思いやる心を育ていけるように、乳幼児などとふれあう機会の提供に努めます。
人権意識の高揚	人権意識や命を大切にし、お互いの個性や価値観の違いを認めるなど、一人ひとりの人権尊重の態度や実践力の育成に取り組むとともに、子どもを産み育てることの意義に関する教育及び啓発を進めます。

基本目標 4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

基本施策：1 子育てを支援する生活環境の整備

【施策の方向性】

- 安全な道路交通環境の整備、公共施設などにおける「子育てバリアフリー*」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。
- 安全で安心して暮らせる「セーフコミュニティ」に取り組むまちとして、子どもを交通事故や犯罪から守り、地域で健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを推進します。

取組項目・事業	内容
子どもの事故予防の推進	乳幼児期におこりやすい事故を予防できるように、保護者への啓発を行います。
子育てバリアフリーの推進	公共施設におけるバリアフリー化をはじめ、公共交通機関に対する働きかけを通じて段差解消などのバリアフリー化を推進し、子どもや子育て家庭などすべての人が安心して外出できる生活環境を整備します。 公共施設などへのベビーベットの設置や、男女のトイレのベビーキープ、おむつ交換台の設置などのあらゆる世代にやさしいトイレの整備を推進するとともに、商業施設などへの設置を促進します。
安全な道路交通環境の整備	子どもや高齢者など、すべての人が安心して外出できるように、交通事故の防止、歩道などの設置や段差解消などの整備を進め、安全・安心で快適に通行できる道路交通環境の整備に努めます。
子どもの交通安全の推進	交通安全教育のために、警察などの関係機関と連携して交通安全教室を開催し、子どもの交通安全意識を養うように取り組むとともに、子どもを交通事故から守るために、地域での交通安全指導の促進を図ります。
未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保	未就学児の通園や施設外活動時などにおいて、安心安全に活動ができるよう、警察などの関係機関と連携して安全対策に取り組めます。
学校施設などの安全点検	各小・中・義務教育学校において危機管理研修の充実や、学校安全の日などによる施設の安全点検を定期的実施し、子どもの安全を確保します。
学校安全対策事業	小・中・義務教育学校への不審者などの侵入を防ぎ、児童生徒の安全・安心を確保するため、学校安全対策協力員の配置などの取り組みを促進します。
学校安全メール	学校安全メールによる情報提供の充実を図るとともに、多くの人に情報を提供して犯罪の抑止ができるように登録者の増加を促進し、関係機関・団体との情報交換に努めます。

基本施策：2 安全・安心な子どもの遊び場・居場所づくりの支援

【施策の方向性】

- 地域において、親子などが気軽に遊んだり、集い交流することのできる安全・安心な遊び場・居場所づくりを進めます。
- 子育て支援イベントの実施など、子どもが主体となって様々な遊びを体験し、親子で楽しめる機会の創出を図ります。

取組項目・事業	内容
子どもの遊び場・居場所づくりの支援	<p>地域における多世代での交流や集いの場づくりに向けて、子育て支援団体などにより実施される取り組みに関して、情報提供や広報による協力を行うなど支援に努めます。</p> <p>市内の児童館において、周辺地域の交流と児童の健全育成を図る事業に取り組みます。</p>
子どもが安全に遊べる公園・広場などの確保	子どもたちが安全に遊べるように、子どもの視点に立った公園や広場などの適切な維持管理を図ります。
子育て支援啓発イベントなどの実施	子育て支援施策の周知を行うイベントを開催し、子どもが主体となって様々な遊びを体験し、親子で楽しめる機会の創出を図ります。



基本目標5 仕事と子育ての両立を支援する

基本施策：1 働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進

【施策の方向性】

- 国・京都府及び労働分野との連携、事業所との協働のもとに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の見直しを図るため、広報・啓発などを推進します。

取組項目・事業	内 容
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男女がともに仕事と子育ての両立ができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、国や京都府の施策や事業を活用して意識啓発に取り組みます。
	誰もが子育てしやすく、働きやすい職場環境となるよう、「亀岡市イクボス宣言」をはじめ、市内の企業や団体にも「イクボス*」の取り組みの普及啓発を図ります。
育児休業の取得促進に向けた普及啓発・復職支援	育児休業制度の定着・利用促進を図るなど、働く人に対して子育てに関する様々な制度の周知や情報提供を行うとともに、事業主や企業などに対しても制度の普及啓発を図っていきます。
	出産や育児などのために退職した母親の再就職を支援するため、相談や情報提供などに取り組みます。
一般事業主行動計画*の推進	事業主や企業などに、一般事業主行動計画の策定を奨励します。
男女の育児参加への支援	パパママ教室を実施するなど、男女がともに子育てを担えるように支援します。

基本施策：2 保育所（園）などの整備・充実

【施策の方向性】

- 仕事と子育ての両立支援のための保育所（園）などの基盤整備や、安全・安心な保育環境の整備に努めます。
- 待機児童の解消に向けた保育所（園）などの受け入れ体制の充実や、保育士などの人材確保のための取り組みに努めます。

取組項目・事業	内 容
保育所（園）などの整備と適正配置	幼児期の発達過程において大切な集団活動の効果を維持できるように、施設の適正な規模及び配置を考慮しながら計画的な施設整備を進めます。
保育所（園）などの広域入所の整備	京都府内及び近隣市町と連携し、保育所（園）の広域入所に取り組みます。
待機児童の解消に向けた取り組みの推進	保育士をめざす方を対象にした研修の実施や就職支援など、保育士の人材確保に向けた取り組みを進め、保育所（園）などにおける子どもの受け入れ体制の充実に努めます。
	若手保育士への支援や保育周辺業務の軽減を図るなど、保育士の定着に向けた取り組みを進めます。



基本施策：3 多様な保育サービス提供体制の確保

【施策の方向性】

- 利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえながら、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり事業の充実など多様な保育サービスの提供体制を確保します。
- 利用者ニーズ調査の結果などを踏まえ、放課後児童会の事業運営体制の拡充について検討するとともに、保育場所及び人材確保などの環境整備に努めます。

取組項目・事業	内 容
通常保育事業	保育需要に対応したサービス量を維持するとともに、産後休暇*や育児休業取得後の円滑な職場復帰ができるように低年齢児保育の充実に努めます。
延長保育事業	保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、延長保育を実施し、保護者のニーズに合わせた受け入れ体制の整備を進めます。
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った場合などの緊急的保育サービスとして、児童の一時預かりを実施するとともに、実施保育所（園）などの拡充や事業内容の充実を進めます。
病児・病後児保育事業	医療機関で実施している病児保育の広報・周知により、利用促進を図るとともに、保育所（園）で行う体調不良児対応型の病児・病後児保育の拡充を図ります。
休日保育事業	日曜日・祝日などに勤務する保護者の保育ニーズに対応する休日保育を継続し、利用の拡充を図ります。
放課後児童健全育成事業	利用者ニーズ調査の結果などを踏まえ、事業運営体制の拡充について検討するとともに、保育場所及び人材確保などの環境整備に努めます。

基本目標6 子どもを大切に作るまちづくり

基本施策：1 すべての子どもの権利が尊重されるまちづくりの推進

【施策の方向性】

- すべての子どもの権利が尊重されるまちづくりを進めます。
- 子どもの貧困対策を推進し、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを進めます。

取組項目・事業	内容
子どもの人権の意識啓発	子どもの人権についての意識啓発を推進するため、子どもの権利に関する啓発活動の取り組みの充実を図ります。
「亀岡市子どもの権利条例*」に基づく基本計画の策定・推進	「亀岡市子どもの権利条例」に基づく基本計画を策定し、子どもの権利を保障するために必要な体制の整備に努めます。
子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策のためのプロジェクトチームを設置し、実態把握に努めるとともに、子どもの貧困対策に関する計画を策定します。

基本施策：2 児童虐待の発生予防、早期発見・対応、自立支援

【施策の方向性】

- 児童相談所などの児童虐待防止対策に取り組む関係機関とのネットワークを強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応に努めます。
- 市子ども家庭総合支援拠点*の整備、要保護児童対策地域協議会*の取り組みの強化など、体制の充実を図ります。

取組項目・事業	内容
児童虐待防止対策の充実	「亀岡市要保護児童対策地域協議会」の機能を充実させ、児童虐待などの防止及び早期発見のため、関係機関との連携を図り、速やかに対応する体制を整備します。
	家庭相談員が家庭における子育てなどの問題や悩みについて相談・助言ができるよう、家庭児童相談室*の機能拡充を図るとともに、子ども家庭支援員や虐待対応専門員などを配置し、「子ども家庭総合支援拠点」の整備を進めます。
	妊娠期から出産後、乳幼児期の各種事業を通して、支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、亀岡市子育て世代包括支援センター「B C o m e」による切れ目のない支援の充実を図ります。
	地域子育て支援拠点や主任児童委員、民生委員・児童委員などによる地域での子育て相談支援活動の推進を図りながら、児童虐待の未然防止に取り組めます。
被害に遭った子どもの保護及び自立支援の推進	子どもが虐待や犯罪などの被害に遭った際は、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言や親子関係再構築など、京都府家庭支援総合センター*や学校をはじめとする関係機関と連携した支援に取り組めます。
	児童福祉業務従事者の資質の向上に努めることにより、自立支援の充実を図り、虐待の連鎖を防ぎます。

基本施策：3 配慮が必要な子どもや家庭への支援

【施策の方向性】

- ひとり親家庭の自立と生活の安定のための相談体制の充実や、支援制度の情報提供に努めます。
- 障がいのある子どもなど、配慮が必要な子どもや家庭に対する支援を充実し、様々なサービスなどを組み合わせた生活支援を図ります。
- 不登校やひきこもりなど、様々な事情で学校へ行くことのできない子どもへの支援に努めます。

取組項目・事業	内容
ひとり親家庭などへの支援	ひとり親家庭の様々な状況に即した柔軟な支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立・就業を促進・支援し、生活基盤の安定に向けた相談体制の充実を図ります。
	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、日常生活を支援する各種制度や安定した就職につながりやすい資格取得を支援する事業の情報提供や相談支援に努めます。
	ひとり親家庭における子どもの健全な育成を図るため、経済的な支援を行うとともに、養育費の確保と適切な面会交流について、情報提供に努めます。
障がいのある子どもなどへの支援	子育て中の親または子どもが障がいを持つ家庭への支援として、関係機関との連携を図りながら、地域で安心して生活ができるよう、子育てに関する情報提供や相談支援・指導体制の充実を図ります。
	4歳児健康観察事業や発達相談、幼稚園・保育所（園）の巡回支援により、育てにくさを感じる保護者を支援し、発達障がい*などの早期発見に取り組めます。
	障がいのある子どもや日常的に医療的なケアが必要な子どもの健やかな育ちを保障するとともに、その保護者の就労を支援するため、保育所等での受け入れ体制の整備及び障がい児保育の推進に努めます。
いじめ、不登校などに関する相談の実施	子どもや親が気軽に相談でき、子どもの悩みなどを受け止められるように、小・中学校へのスクールカウンセラー*の配置による相談支援体制の充実を図ります。
	不登校対策のために、不登校対策支援員を配置して教育相談ができる体制の拡充に努めるとともに、適応指導教室にて支援を行います。
外国につながる（ルーツを持つ）子どもへの支援	保育・教育現場などにおける外国につながる（ルーツを持つ）子どもに対する課題を把握し、必要な支援策の検討を行います。

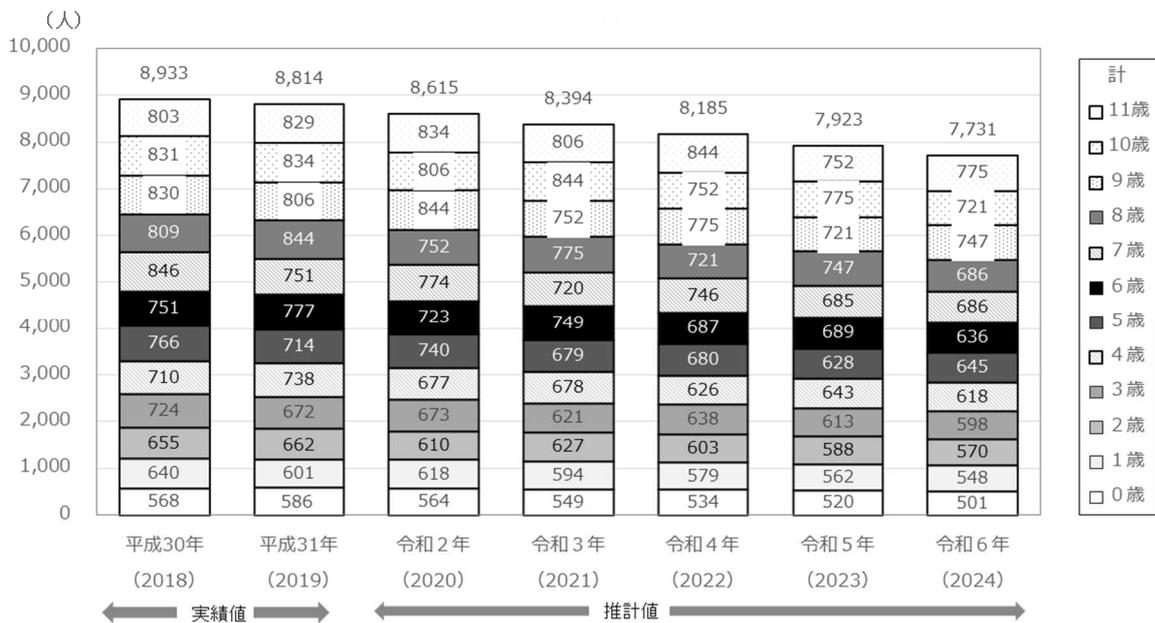
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 将来の子ども人口フレーム

将来人口は、住民基本台帳の各年4月1日の実績データ（H27～H31）に基づき、1歳以上の性別年齢別の人口については、コーホート（今回は性別1歳階級別）変化率法*を用いて推計し、0歳児の人口については市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

(1) 将来の子ども人口

0～11歳の子ども人口は、微減傾向で推移し、平成31年の8,814人から令和6年には1,100人程度減少し、7,731人と想定されます。



	年齢	実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未就学児	0歳	568	586	564	549	534	520	501
	1歳	640	601	618	594	579	562	548
	2歳	655	662	610	627	603	588	570
	3歳	724	672	673	621	638	613	598
	4歳	710	738	677	678	626	643	618
	5歳	766	714	740	679	680	628	645
	小計	4,063	3,973	3,882	3,748	3,660	3,554	3,480
小学生	6歳	751	777	723	749	687	689	636
	7歳	846	751	774	720	746	685	686
	8歳	809	844	752	775	721	747	686
	9歳	830	806	844	752	775	721	747
	10歳	831	834	806	844	752	775	721
	11歳	803	829	834	806	844	752	775
	小計	4,870	4,841	4,733	4,646	4,525	4,369	4,251
中学生	12歳	814	801	825	829	802	840	748
	13歳	815	816	803	827	831	804	842
	14歳	873	813	815	802	826	830	803
	小計	2,502	2,430	2,443	2,458	2,459	2,474	2,393
高校生	15歳	873	859	797	799	787	810	814
	16歳	914	883	866	804	805	793	817
	17歳	928	916	882	866	804	805	793
	小計	2,715	2,658	2,545	2,469	2,396	2,408	2,424
0～17歳 合計		14,150	13,902	13,603	13,321	13,040	12,805	12,548

※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園などの動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要がある中、本市では市域全体を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、市民ニーズ調査の結果などに基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

【今後の方向性】

母親の就労率の上昇などによる保育ニーズの増加が今後も見込まれるため、地域の実情に合わせて、定員の見直しや施設整備を行い、提供体制を確保していきます。

認定こども園については、保護者の利用希望、事業者の意向を踏まえ、検討します。

【令和2年度】

(年間)

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		498人	170人	1,371人	723人	100人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200人	1,544人	718人	179人	
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない	1,080人	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	—
提供量合計		1,280人	1,544人	718人	179人	
過不足分（提供量－見込み量）		612人	173人	△5人	79人	



【令和3年度】

(年間)

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		471人	160人	1,298人	741人	101人
提供量（確保方針）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200人	1,544人	718人	179人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1,080人	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	—
提供量合計		1,280人	1,544人	718人	179人	
過不足分（提供量－見込み量）		649人	246人	△23人	78人	

【令和4年度】

(年間)

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		463人	158人	1,275人	738人	102人
提供量（確保方針）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200人	1,544人	718人	179人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1,080人	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	—
提供量合計		1,280人	1,544人	718人	179人	
過不足分（提供量－見込み量）		659人	269人	△20人	77人	

【令和5年度】

(年間)

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		448人	153人	1,236人	739人	104人
提供量（確保方針）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200人	1,544人	718人	179人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1,080人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	
提供量合計		1,280人	1,544人	718人	179人	
過不足分（提供量－見込み量）		679人	308人	△21人	75人	

【令和6年度】

(年間)

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		443人	151人	1,220人	739人	104人
提供量（確保方針）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200人	1,544人	718人	179人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1,080人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	—	—	—	
提供量合計		1,280人	1,544人	718人	179人	
過不足分（提供量－見込み量）		686人	324人	△21人	75人	

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定*を受けた児童について、保育所（園）や認定こども園などで、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在は、公立保育所 1 園、私立保育園・認定こども園 9 園の計 10 園で実施しており、平成 30 年度の利用者数は 646 人となっています。保護者の就労状況の多様化に伴い、利用者数は近年増加傾向にあります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	521 人	560 人	652 人	646 人
実施箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	10 箇所

【今後の方向性】

令和 2 年度以降は、直近の実績と概ね同程度の利用者数で推移していくと見込んでおり、利用者のニーズに合わせた受け入れ体制の確保に努めます。

(年間)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	637 人	630 人	630 人	628 人	631 人
実施箇所数 (確保方策)	10 箇所				
提供量	637 人	630 人	630 人	628 人	631 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員等の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

放課後児童健全育成事業の登録者数は、年々増加傾向にあり、平成30年度は32箇所で開催し、1,017人となっています。

(各年5月1日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	842人	845人	932人	1,017人
実施箇所数	25箇所	28箇所	29箇所	32箇所

【今後の方向性】

- 利用者ニーズアンケート調査の結果などを踏まえ、事業運営体制の拡充について検討するとともに、保育場所及び人材確保などの環境整備に努めます。
- 児童の健全育成のためには、放課後児童会での生活を通して基本的な生活習慣を習得するとともに自主性、社会性及び創造性を育むことが大切です。そのためには、子ども達の発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場を意図的に設定することが必要となるため、定期的な研修等を通じて支援員等の資質向上に努めるとともに、保護者や学校、地域団体等と積極的に連携し交流することで、支援内容の周知を図り、児童の豊かな成長を支える体制づくりに努めます。
- 障がいのある児童や虐待、いじめを受けた児童など特別な配慮を必要とする児童への対応については、学校及び家庭との綿密な連携を図ると共に、必要に応じ専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関とも連携を取りながら、児童一人ひとりの特性に応じた適正な育成支援に努めます。
- 全ての児童の安全・安心な居場所づくりのため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業のみならず、放課後子供教室*など他資源を活用した一体的な仕組みづくりについて検討することとします

[主な検討事項]

- ・放課後子供教室について、保護者ニーズなどにより設置が必要と判断される場合には、令和6年度までの間を目途にその整備計画について検討します。
- ・放課後子供教室を設置する場合には、その実施主体の検討を行い、放課後児童健全育成事業と一体的、または連携して実施するよう整備計画に反映するとともに、児童の移動などについて、安全性を確保できるよう十分に考慮します。
- ・学校の余裕教室などの活用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室への転用の可能性について検討します。

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1年生	342人	368人	351人	366人	352人
	2年生	335人	322人	345人	327人	339人
	3年生	258人	278人	271人	295人	284人
	4年生	127人	113人	116人	108人	112人
	5年生	33人	34人	31人	32人	29人
	6年生	17人	17人	17人	15人	16人
	合計	1,112人	1,132人	1,131人	1,143人	1,132人
実施箇所数 (確保方策)		34教室	36教室	38教室	39教室	39教室
提供量	1年生	342人	368人	351人	366人	352人
	2年生	335人	322人	345人	327人	339人
	3年生	258人	278人	271人	295人	284人
	4年生	127人	113人	116人	108人	112人
	5年生	33人	34人	31人	32人	29人
	6年生	17人	17人	17人	15人	16人
	合計	1,112人	1,132人	1,131人	1,143人	1,132人
過不足 (提供量-見込み量)		0人	0人	0人	0人	0人

(5) 幼稚園などにおける一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園、認定こども園の在園児を対象として、一時預かり保育を行う事業です。

【現状】

一時預かり事業は、保護者の多様なニーズに応えるため、現在、市立幼稚園 1 園、私立幼稚園 4 園、認定こども園 2 園において実施されており、平成 28 年度以降年間延べ 20,000 人を超える利用があります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	19,206 人	24,260 人	28,585 人	25,876 人

【今後の方向性】

引き続き幼稚園の一時預かり事業に対する利用者のニーズを的確に捉え、今後においても提供量の確保に努めることとします。

(年間延べ人数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	25,539 人	25,928 人	27,383 人	28,357 人	30,103 人
実施箇所数 (確保方策)	7 箇所				
提供量	25,539 人	25,928 人	27,383 人	28,357 人	30,103 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由により保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かる（病児・病後児対応型）ほか、登園後に児童が体調不良となった場合に、迎えがあるまでの間、保育施設などで一時的に児童を預かる（体調不良児対応型）事業です。

【現状】

現在は、病児・病後児対応型 1 箇所、体調不良児対応型 7 箇所の計 8 箇所で実施しており、平成 30 年度の延べ利用者数は 4,770 人となっています。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	6,432 人	5,467 人	5,877 人	4,770 人

【今後の方向性】

現状の実施体制において、ニーズ量を上回る提供が可能であることから、引き続き現状の実施体制を維持するとともに、提供量の確保に努めます。

(年間延べ人数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	4,507 人	4,406 人	4,275 人	4,173 人	4,037 人
実施箇所数 (確保方策)	8 箇所				
提供量	4,507 人	4,406 人	4,275 人	4,173 人	4,037 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(8) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）を会員として、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、依頼会員は、概ね0歳～小学校及び義務教育学校6年生までの子どもを持つ保護者を対象としています。

【現状】

ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動利用者数については、2,000人台で推移していましたが、放課後児童健全育成事業の拡充（年間を通じた全学年児童受入れや預かり時間の延長）に伴い、放課後児童会の迎え・帰宅後の預かりが減少したため、利用人数は平成29年度以降大幅に減少しています。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	2,300人	2,516人	1,765人	1,013人

【今後の方向性】

今後も、育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が相互に育児に関する援助活動を行うことにより、市民相互の地域コミュニティの活性化と安心して子育てができる環境づくりを行います。

また、市民ニーズを踏まえ、引き続き提供会員の確保に努めます。

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	975人	951人	927人	897人	876人
実施箇所数 (確保方策)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
提供量	975人	951人	927人	897人	876人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者などの身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【現状】

平成 27 年度から実施した本事業は、段階的に実施箇所を増やし、平成 30 年度以降は基本型 7 箇所、特定型 1 箇所、母子保健型 1 箇所の計 9 箇所で実施しており、平成 28 年度から開始した母子保健型（亀岡市子育て世代包括支援センター「B Come」）では、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っています。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	基本型・特定型	3 箇所	4 箇所	6 箇所	8 箇所
	母子保健型	—	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

引き続き、保護者に身近な地域子育て支援拠点や保育所（園）などにおいて、「利用者支援専門員」を配置し、教育・保育施設などの円滑な利用に向けて、利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな利用者支援を実施するとともに、妊娠期からの子育ての相談・支援や関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりに努めます。

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	基本型・特定型	8 箇所				
	母子保健型	1 箇所				
実施箇所数（確保方策）	基本型・特定型	8 箇所				
	母子保健型	1 箇所				

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として、健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出時に妊婦健康診査の公費負担受診券を交付しており、平成30年度の対象者数は610人で、延べ受診回数は7,459回となっています。また、里帰りなどによる他府県での受診についても、助成を行っています。

	(年間)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	690人	693人	612人	610人
受診回数	7,852回	7,991回	6,900回	7,459回

【今後の方向性】

妊婦が安心して必要な健診を受診できるように、支援を行うとともに、母子健康手帳交付の際に、子育て世代包括支援センターによる面談を通じ、健康診査の受診を促し、適切な保健指導を行うなど、提供体制の確保に努めます。

		(年間)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	対象者数	588人	572人	556人	541人	522人
	受診回数	7,421回	7,239回	7,056回	6,886回	6,648回
実施体制 (確保方策)		実施機関：亀岡市 実施体制：委託医療機関などにおいて実施				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

乳児家庭を訪問し、情報提供や相談対応した件数は、平成30年度は560人となっています。

	(年間)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問実人数	635人	557人	592人	560人

【今後の方向性】

家庭訪問などにより、乳児及び保護者の心身状況や養育環境を把握し、情報提供や適切な支援につなげます。

	(年間)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	559人	547人	534人	520人	501人
実施体制 (確保方策)	実施機関：亀岡市 実施体制：保健師、助産師などによる訪問				

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師・助産師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても、同様の支援を行います。

【現状】

養育支援訪問は、支援の必要な家庭数により、年度ごとにばらつきはありますが、平成30年度については56人となっています。

(年間)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	64人	63人	85人	56人

【今後の方向性】

養育に関する支援が必要な家庭に対して、相談・指導・助言などを行い、適切な支援につなげます。

(年間)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	67人	67人	67人	67人	67人
実施体制 (確保方策)	実施機関：亀岡市 実施体制：保健師、助産師などによる訪問				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設において、保護者が支払うべき日用品・文房具などに要する費用や行事への参加に要する費用、副食材料費などの実費負担の部分について、低所得者や多子世帯の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

低所得者や多子世帯の負担軽減を図るため、令和元年度より補助を実施しています。今後も効果的に事業を推進できるよう周知に努めます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定保育教育・保育施設などへの新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、支援、相談・助言などを行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、保護者の就労状況に関わらず柔軟に受け入れられる施設です。幼稚園の認定こども園化については保育ニーズ、保育所（園）の認定こども園化については教育ニーズに対応できるものと考えます。今後も保護者ニーズや事業者の意向を踏まえ、検討を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた様々な体験が、子どもの健やかな成長に繋がります。就学前の教育・保育施設において、安定的に質の高い教育・保育が提供できるよう、研修事業の充実など、幼稚園教諭や保育士などの資質向上に努めます。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校などとの連携の推進

妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設などと小学校などとの連携が不可欠です。学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭との連携を強化し、子どもたち一人一人の特性に応じたきめ細やかな連携を行い、小学校などへの円滑な接続を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育などの利用について、施設等利用給付認定の区分に応じて支援を行います。

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画に掲げる子ども・子育て支援などに関する事業の推進にあたっては、庁内関係各課の連携が重要です。本計画は、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象としていることから、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援や取り組みが必要であり、特に教育・福祉・保健分野の連携は必要不可欠です。庁内関係各課を中心に具体的施策の実施状況について適宜把握するとともに、部局の枠組みを超えた総合的な体制の下で子ども・子育て支援などを行うという観点から、各部局での事業取組の情報を共有し、亀岡市全体で計画を推進します。

また、本計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、国の制度や法律などに基づく事業もあるため、国や京都府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行いながら、計画を推進することとします。

2. 施策の実施状況の点検

本計画に基づく事業の実施状況などについては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、公募による市民などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握や今後の方向性について点検・評価を行い、結果の公表を行います。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、計画期間における今後のニーズ量（見込み量）と確保方策（提供量）を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度以降の事業展開に活かしていくものとします。

1 用語の解説

【あ行】

○ 新しい経済政策パッケージ

平成 29 年 12 月に閣議決定された「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうための政策パッケージのこと。「生産性革命」では、2020（令和 2）年に向けて、過去最高の企業収益を、しっかりと賃上げや設備投資につなげていく。「人づくり革命」は、2020（令和 2）年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。子育て世代、子供たちに、大胆に政策資源を投入することで、我が国の社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の制度へと大きく転換していく。

○ 育児休業

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。

「育児・介護休業法」では、1歳6か月以後も、保育所などに入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できる。

○ イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（管理職）のこと。亀岡市においても、平成 28 年 11 月に市長が「亀岡市イクボス宣言」を行い、普及啓発を図っている。

○ 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定する行動計画。従業員 101 人以上の企業には、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられている。

○ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。近年では、会社や組織の広報手段として利用されることも多い。

○ NPO

Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利を目的とせず社会的活動を行う民間の団体。

【か行】

○ 家庭児童相談室

家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を図ることを目的として、福祉事務所に設置される相談機関。社会福祉主事や家庭相談員が指導にあたる。

○ 家庭相談員

福祉事務所内にある家庭児童相談室において、児童を育てる上で様々な問題を抱えている親に対して、助言や指導を行う相談員。

○ 亀岡市子どもの権利条例

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的として、平成31年4月1日から施行された条例。子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画の策定等について規定している。

○ かめおかっこ出前ひろば

出前ひろばのスタッフが亀岡市内各地のコミュニティセンターなどに出向いて、親子の遊びや交流の場を提供するもの。親子と一緒に楽しく遊んだり、親同士の交流やコミュニケーションを深めたり、子育ての悩み事を相談する場となっている。

○ 義務教育学校

小学校過程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校のこと。学校教育法の改正により平成28年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種である。

○ 京都府家庭支援総合センター

家庭問題に関する総合的な相談機関。児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）・障がい・ひきこもりなど「家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談」に専門スタッフがワンストップで応じる。

○ 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。本計画では、住民基本台帳に基づく人口と人口動態統計を用いて、1年ごとの合計特殊出生率を算出しており、国勢調査の人口に基づいて5年ごとに算出される合計特殊出生率とは算出方法が異なる。

○ コーホート変化率法

各コーホート（ある年（期間）に生まれた集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

○ 子育て

子ども自身が、自らの力で心身共に成長すること、また、そのさま。

○ 子育て安心プラン

25～44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとした。また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和2年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととしている。

○ 子育て支援センター

子育て家庭などに対する育児・子育て支援を行う総合的な拠点施設。親子が自由に遊べる場や、親同士の交流・学習の場を提供するとともに、子育てに対する不安解消のため様々な相談対応や子育てに関する情報提供、子育てサークルなどへの支援活動などを展開している。

○ 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

○ 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、専門的な相談対応や必要な調査、ソーシャルワーク業務等を行うことを目的として市区町村が設置する拠点。

○ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの措置を講ずるための法律。本法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育てを支援することになる。

○ 子どもの貧困

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という2つの考え方があり、絶対的貧困とは、途上国や戦後日本などのように飢餓や栄養失調等をもたらす貧困の状況を指し、世界銀行は、国際貧困ラインを「1日1.90ドル未満」で暮らす人を貧困層と定義している。

一方、相対的貧困とは、その社会における標準的な生活水準に比べて相対的に貧困な状態にあることを指しており、絶対的貧困が大きな課題とならなくなったOECD諸国等においても相対的貧困は存在し、特に子どもがそうした状態にあることが、子どもの貧困とされている。

子どもの貧困率とは、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということ指している。

【さ行】

○ 産後休暇

労働基準法第 65 条において定められている産後に取得できる休暇。出産日の翌日から 8 週間目（56 日目）までの就業制限期間休暇であり、産後 6 週間（42 日目）までは絶対的
就業制限期間となっているため、企業は本人からの請求がなくても、休暇を与えなくては
ならないが、産後 42 日を経過して医師が支障無いと認めた場合は、本人の申請により就
業することができる。

○ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次
世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月
から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を
担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法などの一部を改正する法
律に基づき、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。

○ 児童虐待

保護者とその監護する児童に対して、殴る、蹴るなどの身体的虐待のほか、性的行為などを
強要する性的虐待、食事を与えないなどのネグレクト（Neglect：養育の放棄）、暴言を吐
いたり、言葉により脅すなどの心理的虐待を行うこと。

○ 児童養護施設

災害や事故、親の離婚や病気などの様々な事情により、保護者による養育が困難な児童や
養護を要する児童を受け入れて、児童を養護する中、児童が健全に成長し、社会的に自立す
るための支援を行う児童福祉施設。

○ 主任児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子
育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童
に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

○ 情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基本的な考え方や態度のこと。インターネッ
トなどの普及が急速に進む中、携帯情報通信端末による様々な問題をはじめ、情報がネッ
トワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうなど、情報化
の影の部分に留意して、適切な活動を行う考え方や態度のことを「情報モラル」と呼ぶ。

○ ショートステイ

保護者が疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難に
なった場合などに、児童福祉施設などにおいて、児童を養育することにより、その児童及び
家庭の福祉の向上を図ることを目的とする制度。

○ 人口動態

人口の増減は、自然増減（出生数－死亡数）と社会増減（転入数－転出数）から成り立っており、自然増減をめぐる動きを自然動態、社会増減をめぐる動きを社会動態と呼び、合わせて人口動態という。

○ 新・放課後子ども総合プラン

平成 26 年 7 月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、平成 30 年 9 月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した、令和元年度から 5 年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン。同プランでは、放課後児童クラブの令和 3 年度末までに約 25 万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、令和 5 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備することなどをめざしている。

○ スクールカウンセラー

学校などにおいて、いじめや不登校、児童・生徒の生活上の問題や様々な悩みの相談に応じて、助言などにより児童・生徒の心のケアを行うとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

○ 青少年育成地域活動協議会

地域における青少年の健全育成を図ることをめざして、環境浄化活動をはじめ、非行防止活動、健全育成活動、啓発広報活動など、青少年の健全育成のために日々活動を行っている地域住民組織・団体。

○ セーフコミュニティ

事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、すべての人たちが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めるもの。亀岡市は平成 20 年 3 月に「WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センター」による国際認証を日本で初めて取得し、平成 25 年 2 月には、国内初となる再認証を取得した。

【た行】

○ 地域子育て支援拠点

地域において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助及び子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点。

○ 通級指導教室

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、児童生徒の日常生活の場である家庭、学校での適応を図るため、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。

○ 特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

○ トワイライトステイ

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合などに、児童福祉施設などにおいて、児童を預かり夕食の提供などを行うことにより、その児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とする制度。

【な行】

○ ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年 6 月に閣議決定された、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて中長期的に実施する政策のパッケージ。国は、一億総活躍社会の実現のため、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という大きな 3 つの目標に向かって、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という「新三本の矢」を放っている。このプランには、一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である「働き方改革」に関する施策や、上記の 3 つの目標に対する施策などが盛り込まれている。

○ 認定こども園

就学前児童に幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設。教育施設として文部科学省が所管する幼稚園と、児童福祉施設として厚生労働省が所管する保育所（園）の機能を併せ持ち、幼保一体的な運営を行う。児童の保護者の就労の有無にかかわらず、利用することができる。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の類型がある。

【は行】

○ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動性症（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

○ バリアフリー

高齢者や障がいのある人をはじめ、妊産婦や乳幼児連れなどの子育て家庭を含む、すべての人にとって、社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を改善し、自由に活動できる生活空間のあり方のこと。建物や道路の段差解消など、生活環境上の物理的障壁の除去に加えて、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）を会員として、依頼会員と提供会員の両者を結び付け、相互援助活動に関する連絡・調整を行う相互援助組織のこと。保育所（園）の送迎や児童の預かりなどを一時的・臨時的に有償で行うことにより、仕事と育児の両立支援と地域の子育て支援の推進を図る。

○ ブックスタート事業

絵本を使ったふれあいの子育てが広がるきっかけづくりとなるよう、11 か月健診時において、絵本の読み聞かせや絵本の紹介、絵本のプレゼントを行う事業。

○ 保育所（園）

児童福祉法に基づく児童福祉施設（厚生労働省所管施設）。保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないなど、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施する。

○ 保育認定

子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。保育の必要性の認定にあたっては、「事由（保護者の就労や疾病など）」「区分（保育標準時間と保育短時間）」「優先利用」について、市町村において認定基準を定めることになる。

【認定区分】

- 1号認定子ども：満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

○ 放課後子供教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。放課後児童健全育成事業では、共働きなどで保護者が日中留守にする家庭の小学校就学児童を対象としているのに対して、放課後子供教室では、すべての小学校就学児童を対象としている。

【ま行】

○ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねており、民生委員・児童委員と呼ばれている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、妊娠婦や子育て家庭の心配ごとなどの相談・支援などを行う。

【や行】

○ 幼稚園

学校教育法に基づく教育施設（文部科学省所管施設）。義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、小学校就学前の幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としている。幼稚園には、平成 27 年度に始まった子ども・子育て支援新制度が適用される「新制度移行園」と私学助成を受ける「新制度未移行園」があり、現在、亀岡市内の幼稚園については、市立幼稚園は「新制度移行園」、私立幼稚園は「新制度未移行園」となっている。

○ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議機関。要保護児童などに関する情報やその他要保護児童などの適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を行う。

【ら行】

○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利である。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。

【わ行】

○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。国が策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、『仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。』と定義している。

2 亀岡市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、亀岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法第77条第1項各号の事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募の市民
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(平31条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

3 亀岡市子ども・子育て会議委員名簿

No.	分野	推薦依頼団体など	委員名
1	有識者	ユマニテク短期大学	教授 安藤 和彦
2		大谷大学	教授 安田 誠人
3	福祉関係	亀岡市民間保育園長会	大井こども園 園長 橘 恭堂
4		亀岡市社会福祉協議会	子育て支援センター センター長 金田 爾子
5		亀岡市教育委員会 (亀岡市放課後児童会)	放課後児童主任支援員 松原 栄子
6		亀岡市立保育所長会	本梅保育所 所長 鈴木 きみ子
7		社会福祉法人青葉学園	副園長 西山 明美
8	教育関係	亀岡市立小学校長会	千代川小学校 校長 上田 香苗
9		亀岡市私立幼稚園長会 (口丹波地区私立幼稚園協会)	千代川幼稚園 園長 野々村 誠一
10		亀岡市立幼稚園	園長 中井 佐栄子
11	地域活動団体	NPO法人亀岡子育て ネットワーク	理事長 石田 数美
12	保護者関係	亀岡市PTA連絡協議会	家庭教育委員長 小野 奈津子
13	市民代表	市民公募	谷岡 好美
14		市民公募	山本 愛
15	行政関係	京都府南丹保健所	福祉室長 山本 明

任期：令和元年11月19日～令和3年11月18日（2年間）

4 計画策定の経緯

亀岡市子ども・子育て会議開催・審議などの状況

年度	会議	開催日	主な議題
平成30年度	第1回	平成30年12月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期計画の策定スケジュールについて ○市民ニーズ調査の実施について
	第2回	平成31年3月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○現行計画の進捗状況等の点検・評価 ○市民ニーズ調査結果の報告
令和元年度	第1回	令和元年9月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	第2回	令和元年12月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○パブリックコメントの実施について
	第3回	令和2年3月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施結果の報告 ○第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について ○現行計画の進捗状況等の点検・評価

第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 亀岡市

編集 亀岡市 こども未来部 子育て支援課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

T E L : 0771-22-3131 (代表)

F A X : 0771-25-5128